

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成21年3月2日（月）

社会・援護局 保護課 自立推進・指導監査室

目 次

(重点事項)	頁
I 平成21年度における生活保護法施行事務監査について -----	1
II 平成21年度における指定医療機関に対する指導及び検査について --	56
III 平成21年度における指定介護機関に対する指導及び検査について --	58
IV 平成21年度における保護施設に対する指導監査について -----	61
 (連絡事項)	
1 平成21年度生活保護法施行事務監査に係る事前打合せについて ----	71
2 平成21年度各種研修等日程(予定) -----	76
 (参考資料)	
1 生活保護関係 -----	77
2 保護施設関係 -----	92

重点事項

I 平成21年度における生活保護法施行事務監査について

近年、生活保護の適用など運営面に関しては、新聞報道等により、保護の相談・申請時及び廃止時の不適切な取扱い、職員による保護費の詐取等の不祥事、通院移送費制度を悪用した多額の保護費の不正受給事例などが大きく取り上げられ、また、稼働収入の無申告等による保護費の不正受給についても増加傾向にある。

このような事例の発生は、国民の生活保護制度に対する信頼を大きく損ない、ひいては制度の根幹を揺るがすことにもつながりかねない問題であり遺憾である。

生活保護は、国民生活の最後のセーフティネットとなる制度であり、その運用に当たっては、①保護を受けるべき人が保護を受け（漏給防止）、②保護を受けてはならない人が受けず（濫給防止）、③保護を受けている人もその人の能力に応じた自立を図る（自立支援）ことが求められているところである。

今後、このような事例が発生しないよう保護の適正な運用、不祥事の未然防止や早期発見に努めることが行政として強く求められている。

については、平成21年度の生活保護法施行事務監査は、「漏給防止」、「濫給防止」及び「自立支援」の視点に立ち、以下の重点事項を踏まえて実施することとしているので、都道府県・指定都市本庁は管内の実施機関等に対し厳正な監査の実施と適確な助言指導をお願いしたい。

1 福祉事務所に対する指導監査について

(1) 漏給防止・濫給防止対策の促進等

ア 面接相談、申請時及び保護廃止時の適切な取扱い

(ア) 保護の相談時における助言指導及び要保護者に対する適切な対応

a. 生活保護の面接相談

生活保護の面接相談に当たっては、相談者の状況を的確に把握し、その相談内容に応じて他法他施策の活用等について適切な助言を行うとともに、制度の趣旨が正しく理解されるよう懇切丁寧に説明を行い、生活保護の権利、義務の周知の徹底を図るとともに、相談者に対し、保護の申請権を侵害するような行為は厳に慎み、保護申請の意思を確認の上、申請の意思が確認された者に対しては、速やかに申請書を交付するとともに申請手続についての助言を行うよう指導を徹底すること。

b. ホームレス及び職を失った派遣労働者等に対する生活保護の適用

- ① 平成20年7月1日に「ホームレスの自立の支援に関する基本方針（厚生労働省・国土交通省告示第1号）」が新たに告示されたところである。ホームレスである者については、これまで同様、法の原則に従い、資産、能力その他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者に対し、自立に向けて必要な保護を実施することとなる。ついては、ホームレスに対する生活保護の適用に当たり、同基本方針及び「ホームレスに対する生活保護の適用について（平成15年7月31日社援保発第0731001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」を踏まえ適切に行うよう助言指導すること。
- ② 職を失った派遣労働者等に対する生活保護の適用については、通常の手順に従い必要な審査を行った上で、法定期間内での適切な処理を行うよう助言指導すること。特に、保護の実施要領の規定による稼働能力活用の判断においては、
 - ・ 単に稼働能力があることをもって保護の要件を欠くものではなく
 - ・ 稼働能力を活用する就労の場を得られるにもかかわらず職に就くことを拒んでいる場合は保護の要件を欠く

ことになる。

このため、本人の生活歴や職歴を聴取し、本人の稼働能力に見合った就労の場が得られるかどうかについて十分見極めるよう指導を徹底すること。

c. 相談内容及び対応結果の記録等

相談内容及びその対応結果については、確実に面接記録簿及び面接記録票等に記録するよう指導を徹底すること。

また、その記録については、査察指導員等が逐次点検の上、所長等幹部職員が決裁する等の方法により内容を検証することとし、相談業務が担当者任せにならないように指導を徹底すること。

d. 要保護者に対する適切な対応

要保護者を発見し適切な保護を実施するため、急迫状態にある保護の相談に至らない生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう、住民に対する生活保護制度の周知に努めること。

民生委員や各種相談員との連携を図り、情報収集に努めること。

特に、地域から孤立して生活しているような単身世帯、高齢者世帯等については、保健福祉関係部局及び社会保険、水道、電気の事業所等の関係機関との連絡・連携体制の構築についても助言指導すること。

ライフラインに係る事業者などとの連絡・連携については、都道府県・指定都市本庁による調整が重要であるため、本庁自ら連絡・連携体制の構築に努めること。

(イ) 保護の廃止時における助言指導

a. 辞退による廃止

保護の辞退による廃止決定をする場合においては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）」（以下「実施要領（課）」という。）第10の12の3を踏まえて被保護者から意思の確認を行い、「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出された場合であっても自立の目途を聴取する等、

保護の廃止により直ちに急迫した状況に陥ることのないよう留意し、辞退の強要と疑われるような行為は厳に慎むよう指導を徹底すること。

また、辞退による廃止決定の判断及びその手続は組織的に対応するよう助言指導すること。

さらに、保護の廃止に際しては、国民健康保険への加入など、廃止に伴い必要となる諸手続について被保護者に対する助言指導を徹底するよう助言指導すること。

b. 指導指示違反による廃止

指導指示違反による廃止決定をする場合においては、法第27条及び第62条、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）」（以下「実施要領（局）」という。）第11の2、実施要領（課）第11の1、「生活保護行政を適正に運営するための手引き（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」（以下「適正運営の手引き」という。）及び別冊問答などを踏まえ、適正な手続を厳守するよう指導を徹底すること。

なお、指導指示の内容については、実現不可能な指示内容や期限設定であるなど不適切なものがないか個別に確認の上、適切な指導指示を行うよう助言指導すること。

イ 通院移送費の適正な給付

通院移送費の給付については、濫給防止・漏給防止の観点から、「生活保護法による医療扶助運営要領の一部改正について（平成20年4月1日社援発第0401005号厚生労働省社会・援護局長通知）」及び「医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について（平成20年4月4日社援保発第0404001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」、「医療扶助における移送の給付決定に関する留意点（周知徹底依頼）（平成20年6月10日社援保発0610001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」等の発出により、給付範囲等の基準及び審査等の手続が明確化されたところである。

通院移送費の給付に当たっては、上記の通知及び事務連絡で示された手続等

により、個々の事案ごとに十分な検討を行い、不正受給や過大給付などが発生しないよう、また、画一的な取扱いによって一律に給付を認めず、被保護者が必要な医療を受けられなくなることはないよう指導を徹底すること。

また、平成20年4月以降に通院移送費の給付内容を見直した事案や新規申請で支給を認めなかった事案についても、当該被保護者の通院状況等を定期的に確認し、必要に応じて、通院移送費の給付の必要性を再度検討するよう助言指導すること。

ウ 保護の受給申請・開始時調査の徹底（年金・手当等の受給権確認を含む。）

- ① 保護の受給申請時においては、申請者から生活歴、家族構成、病状、収入、資産等について適正に申告させること。また、調査に必要な同意書を徴取した上で金融機関、生命保険会社、社会保険事務所等への関係先調査を速やかに行い、病状把握及び扶養能力調査等、福祉事務所としての保護の要否についての調査を徹底するよう助言指導するとともに、各種年金や手当の受給資格についても、速やかに調査・確認の上、申請手続に必要な支援を行うよう助言指導すること。なお、保護申請前に転居してきた者に対しては、前居住地の関係先照会等についても行うよう助言指導すること。
- ② ホームレスに対する生活保護の適用においても、生活歴等を勘案し、保護申請受理後速やかに必要な調査を徹底するよう助言指導すること。
- ③ 相談の段階で居宅用不動産を有することが明らかな高齢者世帯等には、要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度の優先活用を検討するよう助言指導すること。
- ④ 保護受給中の者に対しても、年金受給権について一斉点検等により把握し、申請の指導を徹底するよう助言指導すること。

エ 保護受給中における受給要件の確保と指導援助の推進

(ア) 援助方針の適切な策定及び年間訪問計画に沿った訪問調査活動の確実な実施

a. 援助方針の適切な策定

援助方針は、訪問調査や関係機関調査により把握した生活状況を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析し、それらの課題に応じた具体的な方針として策定するものである。

しかしながら、指導監査において、長年見直しがされていないものや、訪問調査等による実態把握が不十分なためにケースの実態と乖離しているもの、また形式的、画一的で具体性を欠くものなど、援助方針として不適切なものが見受けられた。

援助方針の策定に当たっては、訪問調査活動や病状把握等により個々の要保護者の生活実態や病状を十分に把握・検討した上で、具体的な目標を設定するよう助言指導すること。特に、援助困難ケース等については、関係機関と連携の上、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的に当該方針を策定するよう助言指導すること。

また、援助方針については、その援助及び目標達成の状況を定期的かつ適時に評価し、年一回以上は見直すよう助言指導すること。

b. 年間訪問計画に沿った訪問調査活動の確実な実施

訪問調査活動は、保護の受給要件の検証や、適切なケース援助を行っていく上で極めて重要なものであり、いわゆる現業業務の基本となるものである。

しかしながら、指導監査において、1年以上にわたる長期間未訪問ケースや、訪問計画に沿った定期的な訪問調査活動が実施されていない事例など、訪問調査活動に問題のあるケースが散見されている。

計画した訪問調査を確実に実施することはもとより、訪問予定を漫然とこなすことなく、被保護世帯の状況に応じて随時訪問するとともに、援助方針を踏まえ、訪問調査の目的を十分認識し、生活実態の把握や就労指導等の訪問目的が達成される訪問調査活動を行うよう指導を徹底すること。

特に、稼働能力の活用等に指導を要するケースについては、訪問頻度を

高める等の措置を講ずるよう助言指導すること。

また、訪問時の不在が続く世帯については、不在理由等の確認及び民生委員等を活用し生活状況等を確認するとともに、訪問方法を工夫する等して可能な限り家庭内面接を行い、生活実態の把握に努めるよう助言指導すること。

さらに、査察指導員による訪問調査活動の進行管理の状況も含めて確認の上、査察指導員に対し訪問調査活動の進行管理の重要性を認識させ、現業員に訪問調査を確実に実施させるよう助言指導すること。また、訪問調査活動においてケースに対する指導等が適切に行われているか確認するとともに、援助困難ケース等に対する現業活動を支援する観点から、査察指導員が必要に応じて同行訪問するよう助言指導すること。

なお、訪問調査結果については、早期にケース記録に記載し、その都度決裁に付すよう助言指導すること。

c. 無料低額宿泊所等に居住する被保護者に関する留意点について

無料低額宿泊所等に居住する被保護者に対する訪問調査活動については、以下に留意の上、助言指導すること。

- ① 一般住宅に居住する被保護者と同様に訪問調査活動を行い、生活実態の把握に努めるとともに、無料低額宿泊所等において適切な支援が行われているか随時確認すること。
- ② 一般賃貸住宅での生活が可能と判断された場合には、必要に応じて転居等の支援に努めること。
- ③ 生活保護所管課と無料低額宿泊所所管課は、必要な情報を随時交換するなど、連携の強化に努めること。

(イ) 資産及び収入の適正な申告指導

就労可能と判断された者については定期的（毎月、または3ヶ月ごと）に、就労困難と判断された者については少なくとも12ヶ月ごとに収入申告書を提出させ、その審査の徹底を図るとともに、必要に応じ勤務先等の関係先調査を行い、適正な収入認定に努めるよう助言指導すること。

また、次のような資産保有ケースについては、適切な関係先調査等に努めるよう助言指導すること。

- ① 自動車の保有ケースについては、必要に応じ陸運支局等の関係先調査等によりの確に把握し、保有要件の審査を実施要領に基づき厳正に行うよう助言指導するとともに、保有が認められないケースについては口頭指導のまま放置することなく、法第27条に基づく指導及び指示など、処分指導の徹底を図るよう助言指導すること。
- ② 保有を容認した不動産については、不動産評価額（固定資産税等）の評価替えの時点に合わせて評価額を的確に把握するよう助言指導すること。

(ウ) 課税状況調査の徹底及び早期実施

課税状況調査については、実施要領（局）第12の3に基づき、年1回、税務担当官署の協力を得て被保護者に対する課税の状況を調査し、被保護者の不正受給の早期発見及び未然防止に努められているところである。

しかしながら、会計検査院から一部の自治体において、

- ・ 課税状況調査が速やかに行われなかったこと
- ・ 調査後の事務処理が適切でなかったこと

などの指摘があったところである。

「課税調査の徹底及び早期実施について（平成20年10月6日社援保発第1006001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」を発出しているので、各福祉事務所に対し、下記の事項に留意し、改善に努めるよう指導を徹底すること。

a. 調査の早期実施及び調査により未申告の収入が判明した場合の事務処理等について

上記通知を踏まえ、各福祉事務所において課税状況調査が6月以降速やかに実施できるよう、税務担当官署と早期に協議すること。

また、現在も継続して収入があることが判明した場合には、当該収入について遅くとも8月分の保護費に反映させるよう迅速な認定処理を行うこと。

b. 実施機関における課税状況調査の組織的な実施体制の整備について

課税状況調査の実施漏れや実施の遅れ等の事態を防止するため、主に査察指導員の進行管理を中心として、不一致分だけでなく、収入申告書との突合を実施した全ての調査結果を、担当現業員だけでなく査察指導員等が再確認し、精査の上、決裁する等課税状況調査を的確に行う点検体制の整備を図ること。

(エ) 法第63条及び第78条の適用について

a. 法第63条の適用

① 「生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）」第8の3の（5）の「その他の必要経費」等の控除、及び同通知第8の3の（3）に該当するものにおいて、は自立更生のための用途に供される額（実施要領（課）第8の40）の検討について、的確になされているか個別に確認の上、適切な処理を行うよう指導を徹底すること。

② 返還の免除については、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的に検討されているか確認の上、適切な処理を行うよう指導を徹底すること。

なお、対象金品が既に消費されていることのみをもって、それを自立更生のための用途に供される額として事後的に返還を免除することは認められないものであるので、留意の上、適切な処理を行うよう指導を徹底すること。

b. 法第78条の適用

課税状況調査等の結果により判明した不正受給事案の事務処理に際しては、広義の不正受給に係る法第78条の適用に当たり、「不実の申請その他不正な手段」によるものか否か、特にその故意性について別冊問答及び適正運営の手引きを踏まえて的確に判断できているか、監査時に個別に確認し、以下に留意の上、適正な事務処理を行うよう指導を徹底すること。

① 被保護者が故意に届出又は申告を怠ったことが認められる場合においては、法第63条ではなく、法第78条を適用しているか。

- ② 故意性の検討をすることなく、対象金品を既に消費したことなどだけをもって、法第63条または第78条を一律に適用していないか。
- ③ 各種控除を適用せず、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象としているか。
- ④ ケース診断会議等で組織的検討を行うこと。
- ⑤ 不正受給発生の原因が分析され、再発防止及び早期発見策が具体的に講じられているか。

(オ) 適切な病状調査及び就労阻害要因のない者等に対する就労指導の徹底

就労支援・指導に当たっては、特に下記の点について確認し、適切に行われるよう助言指導すること。

- ① 就労阻害要因の把握が、主治医訪問による病状調査等によって行われているか（特に軽作業可の場合）。
- ② 現業員等によるハローワーク等への同行訪問、生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム又はその他の就労支援プログラムの活用など、福祉事務所による就労支援対策が積極的に実施されているか。
- ③ 「就労可能な被保護者の就労及び求職状況の把握について（平成14年3月29日社援発第0329024号厚生労働省社会・援護局長通知）」による就労及び求職状況の把握及び指導援助が、適切に実施されているか。
- ④ 稼働能力を活用していない又は不十分な場合は、適正運営の手引きを踏まえた指導指示が適切に実施されているか。

なお、稼働能力を活用しているか否かについては、実施要領（局）第4に基づき、

- ① 稼働能力があるか
- ② その具体的な稼働能力を前提にして、能力を活用する意思があるか
- ③ 実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか

により判断しているか確認し、適正に実施するよう指導を徹底すること。

特に稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、

それらを客観的かつ総合的に勘案しているか確認し、適切に実施するよう指導を徹底すること。そのため、稼働能力判定会議の設置についても、助言指導すること。

(カ) 扶養能力調査の徹底

- a. 扶養能力調査に当たっては、把握された扶養義務者について、その職業、収入等につき被保護者その他から聴取するなどの方法により、扶養の可能性を、精神的支援も含めてまず調査するよう指導を徹底すること。
- b. 重点的扶養能力調査対象者は、①扶養義務者のうち生活保持義務関係にある者、②生活保持義務関係にないが扶養の可能性が期待される親子関係にある者、③特別の事情がありかつ扶養能力があると推測される者である。

重点的扶養能力調査対象者が管内に居住する場合には実地に調査するよう助言指導すること、また、管外に居住する場合において文書照会をしたが回答期限にまでに回答がないときは、再度期限を付して再照会するよう指導を徹底すること。

- c. 扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があったと予想される場合はすみやかに調査すること、重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査は、年1回程度は行うことも合わせて指導を徹底すること。

オ 頻回受診者及び長期入院患者に対する指導援助

頻回受診者や重複受診者に対する適正受診指導については、主治医訪問や囑託医協議の上、具体的な支援方針を定め、被保護者に対する指導援助を適切に行うよう助言指導すること。

また、入院期間が180日を超える精神障害者や高齢者等の入院患者のうち受入条件が整えば退院可能な者については、精神障害者及び高齢者施策等との連携を図り、適切な受入先の確保、個々の退院阻害要因の解消や退院に向けた指導援助を行うための自立支援プログラムの導入など、退院に向けた支援を適切に行うよう助言指導すること。

カ レセプト点検の適正実施

医療費の適正な支払いのため、内容点検等のレセプト点検を全ケース実施し、過誤の認められるレセプトについては、遅滞なく過誤調整を行うとともに、診療内容等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議等を行うよう助言指導すること。なお、助言指導に当たっては、以下に留意すること。

① レセプトは、個別ケースごとに直近6ヶ月程度は編綴され、療養指導等常時活用できる状態となっているか。

また、病状の把握、療養指導等に際し、現業員、査察指導員、嘱託医等により適時レセプトが活用されているか。

② 資格点検、単月点検、縦覧点検について、適格者によって適切な方法により実施されているか。

③ 単月点検、縦覧点検を業者委託している場合、仕様書の見直し、競争入札の実施等を行うことなく、安易に同一業者に長期間委託していないか。

キ 他法他施策の活用

(ア) 介護扶助の適用を受けている40歳以上65歳未満の介護保険の被保険者以外の者に対する障害者施策の活用

介護保険の適用を受けている40歳以上65歳未満の介護保険の被保険者以外の者であって、障害者自立支援法に基づく介護給付費等が活用できる者について、障害者自立支援法等他法が介護扶助に優先して活用されているか、指導を徹底すること。

(イ) 障害基礎年金等の受給権の確認

一定の障害の状態にある者に係る障害基礎年金や労働者災害補償保険の障害（補償）給付等の受給資格、遺族厚生年金や労働者災害補償保険の遺族（補償）給付等の受給資格について、保護開始時だけでなく保護受給中においても必要に応じて確認するよう指導を徹底すること。

(ウ) 障害者自立支援医療等の適用

他法他施策の活用の観点から、医療扶助受給者について、主治医への訪問調査やレセプトの傷病名の一斉点検などにより、障害者自立支援法に基づく自立支援医療など他法他施策活用の可否を確認し、可能な場合は当該他法他施策の適正な活用を図るよう指導を徹底すること。

(エ) 要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度の活用徹底

要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度の活用については、各都道府県・指定都市の本庁において、本貸付制度の活用促進を図られるよう、本庁内関係部署及び関係機関と連携するとともに、本貸付制度への移行に関する対象世帯ごとの進捗状況を定期的に確認・管理の上、実施機関に対し適宜必要な助言指導を行うこと。

ク 不正受給の未然防止対策の徹底と早期発見

生活保護費の不正受給については、毎年度、継続して発生しているところであるが、これら不正受給事案の発生は、国民の生活保護制度に対する信頼を損なうこととなり、失った信頼を回復することは容易ではないことから、対策を講じることが急務であると考えている。

そこで、不正受給が防止、または早期に発見できなかった原因をみると、

- ・ 訪問調査活動が不十分であり、世帯員の減少や収入の変動あるいは就労の実態が把握されていなかったこと
- ・ 世帯員の実態に即した定期的な収入申告書が未徴取であったか、徴取されていても給与証明書等の挙証資料が未添付または内容の審査が不十分であったこと
- ・ 年金、手当の受給権の把握及び受給の確認が不十分であったこと
- ・ 課税状況調査や預貯金・生命保険等の関係先調査が未実施又は不十分な状況であったこと

等が挙げられるところである。

については、不正受給を未然に防ぎ、また、早期に発見するため、特に以下のようない点について指導を徹底すること。

(ア) 不正受給の未然防止

不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、法第63条及び法第78条ケースについては、その発生原因を十分に把握、分析した上で適切に適用するよう指導を徹底すること。

特に、定期的な訪問調査活動や関係先調査等による世帯の実態把握に問題はないか、年金、手当等の受給権の確認が適切であるか等、福祉事務所として取り組むべき問題点の有無が検討されているかについて確認の上、適切に処理するよう指導を徹底すること。

また、収入申告義務については、世帯員全員、例えば高校生のアルバイト収入等についても必要である旨、保護開始ケースについては開始時に、継続ケースについては定期的に、資産及び収入の届出義務について記載した「保護のしおり」等を配布するなどし、十分周知するよう助言指導すること。

なお、その際、特に高校生のアルバイト収入については、未成年者控除を含め勤労控除及び高等学校等就学費の支給対象とならない経費等についての収入認定除外の適用についても、併せて周知するよう助言指導すること。

(イ) 暴力団員の排除

福祉事務所において、被保護者又は申請者等の言動から暴力団員ではないかとの疑いが直ちに持たれなくても、その経歴などから暴力団親交者との交流の可能性が想定される場合は、警察等関係機関との連携を十分図り適切に処理するよう指導を徹底すること。

また、都道府県及び指定都市本庁においては、警察等関係機関との連携・連絡を密にし、暴力団員該当性に係る照会状況やその結果の把握の上、上記について、指導を徹底すること。

ケ 代理納付等の適切な活用について

生活保護制度における代理納付等については、平成19年度に会計検査院から、介護保険料等の未納者に対し適切に代理納付等を活用すべきとの指摘を受け、さらに、平成20年度においても、会計検査院より取組が十分進んでいな

い旨の指摘がなされたところである。

については、未納状況のさらなる積極的な改善に向け、「生活保護制度における代理納付等の適切な活用について（平成19年10月5日社援保発第1005002号厚生労働省社会・援護局保護課長、総務課指導監査室長連名通知）」に基づき、適切な取組が行われるよう指導を徹底すること。

なお、民間賃貸住宅についても、家賃を滞納している者に対する代理納付制度の活用を、公営住宅と同様に検討の上、住宅扶助の適正な運用が図られるよう必要な助言指導を行われたい。

（2）自立支援の推進（自立支援プログラムの活用状況の把握及び助言）

都道府県・指定都市本庁は、福祉事務所における、地域の実情に応じた多様な自立支援プログラムの実施を促進するため、福祉事務所に対して、自立支援プログラムに係る取組を積極的に支援する必要がある。

ア 個別支援プログラムの活用状況についての実態把握と助言について

福祉事務所における個別支援プログラムの活用状況について、参加者数や達成者数などの数値等の把握にとどまらず、ヒアリング等を通じて抱える問題点・課題等を把握し、参考となる事例の紹介や雇用対策などの関係施策、社会資源等に関する情報提供などの的確な助言を行われたい。

なお、平成21年度において自立支援プログラムの事例集を作成する予定であるので活用されたい。

イ 福祉事務所に対する支援について

多くの都道府県・指定都市において、自立支援プログラムに関する研修会が開催され、また事例集の配布や個別支援プログラムのモデルを提示するなどの取組もみられるところである。

しかしながら、福祉事務所の規模や個別支援プログラムの対象者数によっては就労支援員などの専門職の配置が困難なために、主に現業員による支援にたぎるを得なく、そのため個別支援プログラムの効果が十分上がらない、若しくは

多様な個別支援プログラムの策定・実施が困難になっている実情が見受けられる。

このため、近隣の福祉事務所による共同運営方式や本庁による巡回方式の導入など専門職の確保について検討願いたい。

また、参考になる事例や雇用対策などの関係施策や社会資源に関する情報収集を積極的に行い福祉事務所に提供する一方、福祉事務所とハローワークや保健所などの関係機関・団体との連携強化をこれまで以上に図られたい。

(3) 組織的運営管理及び実施体制の充実・整備

ア 現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止について

福祉事務所の職員による不祥事については、会計検査院の平成19年度決算検査報告において、現業員等による詐取等が発覚した状況が指摘され、その再発防止対策について、是正改善の措置を求められたところである。

このようなことは、会計検査院より指摘されるまでもなく、生活保護制度そのものや福祉事務所に対する信用を著しく失墜させるものであり、あってはならないことである。

については、以下について管内福祉事務所に対する指導を徹底すること。

- ① 法第63条の返還金等に係る詐取及び領得を防止するため、現業員等の事務の範囲、保護金品の支給及び返還金等の管理、現業員等の現金の取扱い手順、決裁権者等を明確にした事務処理規程等を整備すること。
- ② 窓口払いの必要性の有無を検討し、可能な限りの縮減を図るとともに、現業員の出納業務への関与の縮減について検討し、事務処理方法の見直しを図ること。
- ③ 虚偽の保護決定調書を作成することによる詐取及び領得を防止するため、査察指導員等は、現業員等による現業活動の把握、課税状況調査等の事務処理の審査や処理状況の進行管理を徹底すること。

また、一部の自治体において、生活保護の電算システム上、決裁確認機能が組み込まれておらず、担当員の起案した支給決定に関するデータが決裁権者の決裁を経ることなく経理システムに流れることにより、生活保護費が不適切に

支給されるといった事案が見受けられた。

決裁を経ずに生活保護費の支給手続を行うことは決してあってはならないものであり、都道府県・指定都市本庁の実施する指導監査の際、各福祉事務所における電算システムの状況を確認の上、適正な支給を行うよう助言指導すること。

イ 対行政不当要求への適切な対応

近年、面接相談時や訪問時などにおける被保護者からの暴力行為による現業員等の事故が報告されている。

指導監査に当たっては、相談内容に応じた面接の実施、面接相談室内に凶器となりうる物を置かないなどの環境面での配慮や、面接相談体制のあり方、問題のあるケースに対する複数による訪問体制をとる等、管内福祉事務所に対し事故発生防止について助言指導すること。

また、威圧的な態度で不当な内容の要求を迫るような粗暴ケース等については、担当者だけの対応とせず管理職が率先して対処し、その早期解決に向け警察との連携を図るなど組織的に対応するよう助言指導すること。

具体的には、次のような点について取り組むよう助言指導されたい。

- ① あらかじめ警察の暴力団排除担当課の担当者に連絡をとり、対応方法について助言を求めること。
- ② 事態の態様や必要性に応じて、有事の際の迅速な対応が可能なように事前に警察へ協力を求めること。
- ③ 暴力追放運動推進センター等における不当要求防止責任者講習への参加や、同センターにおいて提供されている暴力団関連情報を活用すること。
- ④ 幹部等職員は、日頃から警察の幹部等との連絡を密にし、緊急時に円滑な協力が得られるよう体制の構築を進めること。

ウ 生活保護業務の実施方針等の適切な策定

(ア) 前年度監査結果及び国の重要方針の徹底

指導監査において、実施方針は策定されているものの、前年度からの改正

がデータの年次更新に留まり、当該福祉事務所の課題やその改善の方向等について、盛り込まれていないものが見受けられる。

福祉事務所が毎年度策定する生活保護業務の実施方針については、「保護の実施機関における生活保護業務の実施方針の策定について（平成17年3月29日社援保発第0329001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」に基づき適切に策定されているか、また、国の当該年度の重点事項が反映されているかについて、年度当初にヒアリングを行うなどの方法により確認し、必要な助言指導を行うこと。

なお、実施方針は、「計画－実施－評価－見直し」を意識して策定することが重要であり、確認の際にもP D C Aサイクルを意識した上で助言指導すること。

(イ) 当該年度における重点事項の明確化

各福祉事務所が策定する生活保護業務の実施方針に、監査指摘事項及び国の当該年度の重点事項を反映させる観点から、都道府県・指定都市本庁が、「生活保護法施行事務監査の実施について（平成12年10月25日社援第2,393号厚生省社会・援護局長通知）」の別添「生活保護法施行事務監査実施要綱」（以下「監査実施要綱」という。）において、毎年度当初に福祉事務所ごとの過去の監査結果や最近の保護動向等を勘案の上で定めることになっている監査の重点事項について、今回の全国課長会議等を受け、速やかに策定の上、各福祉事務所へ伝達されたい。

エ 査察指導機能の充実強化（現業員等への指導事項に係る進捗管理の推進）

監査結果を見ると、訪問調査活動、病状把握及び就労指導等の生活保護制度の適正運営のための基本的な事項について問題が認められた福祉事務所が少なくない。また、扶助費算定誤りによる法第63条の適用事例が多数発生している福祉事務所もあるなど、査察指導機能が十分発揮されていない福祉事務所が見受けられる。

査察指導機能が十分発揮されていない福祉事務所の実態を見ると、現業活動

が現業員任せとなり、業務の進行管理が十分行われず、また、ケース審査も十分な状況が見られる。

については、査察指導員は、訪問計画及びその実績表により、毎月、現業員の訪問調査活動を確認する際には、以下について留意するよう助言指導すること。

- ① 年間訪問計画に沿った訪問調査が確実に実施されているか。
- ② 訪問調査の際には、直接指導すべき者との面接が実施されているか。
- ③ 援助方針を踏まえた訪問調査目的は達成されているか。
- ④ 不在時においては、訪問メモを残す一方、同一月内または翌月において速やかに再訪問を実施しているか。
- ⑤ 長期に不在が続く場合には、訪問方法を工夫しているか。なお、長期不在の事由が明確ではない場合については、改めて生活実態について調査しているか。

また、現業員に指導指示した事項の進捗管理については、ケースの実態を踏まえ、指導指示事項の重要性・緊急性に応じて取り扱うことを基本として行うこととし、指導指示事項及び現業員が処理した結果を確実に記録し、進捗管理の徹底を図るよう助言指導すること。

ケース審査に当たっては、これまでの扶助費算定誤りの原因になりがちな世帯実態の変化や収入認定、各種加算の計上について留意すること。扶助費算定誤りの早期発見には、チェック表を用いて年に数回一斉に扶助費の算定状況を確認するなどの手法も考えられること。

なお、保護の決定・変更の判断に当たり、その根拠となった認定事実及びその挙証資料等を添付するとともにケース記録に経緯及び必要性、並びに適用法令・通知等を明記するよう助言指導すること。その際、保護の決定・変更に関わる事項については、軽微なものでも必ずケース台帳に記載させるよう助言指導すること。

オ 必要な現業員の充足及び査察指導体制の充実整備（極端に現業員が不足する福祉事務所に対する重点的指導）

現業員が社会福祉法第16条の標準数を下回ることで、生活保護制度の適正

運営のための基本的な事項に問題が生じている場合においては、標準数の確保について指導を徹底すること。

特に大幅に下回る場合は、理事者等との懇談の機会を設け、問題の所在、対応すべきこと等について理解を促すことなどの手法により、重点的に是正を指示すること。

また、査察指導員及び現業員に、社会福祉法第15条第6項で必須とされる社会福祉主事資格を有する者の配置を求める一方、資格を有しない者が配置されていた場合は、同資格の取得見込みを確認すること。

査察指導員は現業員経験があることが望ましいこと。

(4) 都道府県・指定都市本庁が実施する監査の留意点

都道府県・指定都市本庁が行う生活保護法施行事務監査は、福祉事務所における生活保護制度の運営実施に係る適否を関係法令等に照らし、個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、これらの検討過程を通じて、被保護者に対する適正な指導援助を確保し、関係職員の職務能力の向上を図り、さらには福祉事務所の組織的な活動を助長するという、生活保護行政の適正かつ効率的な運営を確保するために極めて重要な役割を担っている。

については、本庁の監査に当たっては、より効果的な監査を実施する観点から、次の点に配慮されたい。

ア 監査体制の充実等

近年の市町村合併により郡部福祉事務所が減少したため、本庁の監査担当職員においても、生活保護実務経験が浅いか又は全くない職員が増加することが懸念され、本庁の監査体制の強化が喫緊の課題となっている。

については、監査担当職員に対する研修、福祉事務所での現任訓練の実施等、その職務能力の向上に努めること。

また、本庁が行う監査の実効性を確保するためには、監査担当職員相互が管内福祉事務所が抱える問題点や課題について十分に検討するとともに、意思疎通を図り共通認識のもとに監査に当たることが重要である。

そのために、監査の事前検討、復命会の実施等による監査結果の分析、是正改善の指示、今後の指導方針の策定等の一連の過程において、幹部職員を含めた組織的な協議・検討を行うとともに、特に管内被保護世帯の大半を占める大規模な福祉事務所や多くの問題を抱える福祉事務所に対しては、幹部職員が自ら率先してその監査に当たること。

イ 福祉事務所の課題に応じた的確な監査の計画と実施

都道府県・指定都市本庁が実施する監査において、

- ・ 例年、同じような事項が指摘される福祉事務所
- ・ 例年、多数の事項が指摘される福祉事務所
- ・ 指摘率の改善が進まない福祉事務所

が、見られるところである。

これらの要因として、監査実施要綱において十分に検討することとしている、「保護の決定手続及び方法並びに被保護者の自立助長等個別的援助の取扱いが適正かつ効率的に行われるための前提条件」となる事項について検討がされていないか、または不十分であるため、ケース検討結果のみをもって、福祉事務所に対する助言指導が行われていることが考えられる。

監査においては、ケース検討結果と併せて、査察指導の状況等についてのヒアリング及び台帳等による実施状況の確認結果等により、福祉事務所が抱える問題点を把握・分析することが重要である。

福祉事務所に対しては、その把握・分析した結果を踏まえ、過去の監査結果、是正改善状況、保護動向等を整理の上、各福祉事務所ごとの指導台帳を整備し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、生活保護行政がより適正かつ効率的に運営できるよう助言指導すること。

については、各本庁における監査の実施方法等を点検し、必要な見直しを行い、その充実を図ること。

ウ 監査結果に係る是正改善措置の確保

(ア) 監査結果に基づく是正改善指示の徹底

監査の結果判明した問題点の解決のためには、関係職員全てが福祉事務所の抱える問題点や現状を十分認識し、事務処理の円滑化のための体制づくり、実施体制の整備等問題解決に向けて組織をあげて取り組む必要がある。

については、監査結果の問題点等の解決に向けて、福祉事務所職員との研究協議の場を設ける等共通の問題意識を持つとともに、理解を深めるような工夫を行うこと。

福祉事務所に対する監査結果の是正改善の指示は、個別ケースの指摘のみに止まらず、問題発生の要因を明らかにし具体的な改善方策を指示することにより、その実効を期すること。

都道府県・指定都市本庁が実施する監査の結果に係る改善措置の進捗状況については、期限を付して報告を求め、内容を十分に確認・検討するとともに、特別監査（確認監査）や巡回指導等により把握し、内容が不十分と認められる場合にあつては、必要に応じて特別監査（確認監査）を積極的に実施し、是正改善状況を実地により詳細に検討することにより、継続的な改善指導を行い、当該福祉事務所における監査結果の指示事項に対する是正改善の状況の確認を徹底すること。

所長等幹部職員に対しては、生活保護運営上の問題点の所在を十分認識させるとともに、問題点の所在によっては市の理事者に対しても十分な説明を行い、効率的に組織的な改善が図られるよう助言指導すること。

(イ) 生活保護特別指導監査事業の適正実施

生活保護特別指導監査事業（以下「特別指導監査」という。）については、生活保護の適正実施と実施水準の一層の向上を図るため、「セーフティネット支援対策等事業の実施について（平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局通知）」の別紙の別添2「生活保護適正実施推進事業実施要領（以下「実施要領」という。）」に基づき鋭意取り組んでいただいているところである。

実施要領においては、特別指導監査は「一般指導監査」、「特別指導」及び「確認監査」を実施し、「一般指導監査」において是正改善を要するケース及び自立が期待されるケースについては、改善事項及び今後の援助方針を「ケース指導台帳」に記入し保管しておくこととしているので、実施に当たっては、実施要領に沿った適正な内容とするよう留意願いたい。

エ 小規模福祉事務所に対する助言指導の充実強化

被保護世帯数が200世帯以下のいわゆる小規模福祉事務所が全国の福祉事務所の約3分の1を占める状況にあり、これら福祉事務所においては、毎年の人事異動により大半が経験の浅い職員となることに加え、実施水準の維持に工夫が必要な状況にある。

従って、個々の職員の執務能力の向上に加え、組織的な業務運営を確保するため、以下を参考に本庁による具体的支援策について検討すること。

- ・ 小規模福祉事務所等に対する巡回指導の実施
- ・ 査察指導マニュアル、査察指導台帳等の提示
- ・ 査察指導機能の充実強化を図るため新任査察指導員研修等の実施
- ・ 所内研修の実施が単独では困難な福祉事務所を対象とした現業員研修等の実施
- ・ 就労支援員や精神科嘱託医の確保など人材の確保についての支援

なお、研修会等の実施に当たっては、セーフティネット支援対策等事業費補助金を活用されたい。

2 国が実施する監査等について

(1) 平成21年度における監査計画について

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）においてお示しした、国の実施する法施行事務監査の3類型の対象都道府県・指定都市については、次のとおりであるので、対応方よろしくお取り計らい願いたい。

なお、重大な事件・事故等の発生を踏まえ、重大な問題を有すると判断した福

祉事務所等については、必要に応じ特別監査を実施することとしているので了解願いたい。

① 重点監査：3都府市

東京都、大阪府、大阪市

② 一般監査A：29道府県市

北海道、青森県、秋田県、埼玉県、千葉県、三重県、京都府、兵庫県、奈良県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、沖縄県

札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市

③ 一般監査B：33県市

岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
仙台市、広島市

※ 下線部については、本庁監査のみ実施予定。

(2) 研修会等の開催について

平成21年度においては、以下の研修会等の開催を予定しているので、関係職員の派遣等についてご協力願いたい。

① 新任査察指導員基礎研修会

福祉事務所において現業員を指導する立場である査察指導員については、2割以上が現業員経験がなく、さらに現業員が3人以下の福祉事務所については、査察指導員の約4割が現業員経験がない者となっている。

このような状況等を踏まえ、生活保護の適正な運営を確保するため、下記のとおり新任の査察指導員に対する基礎的な研修を実施する予定である。詳細については、決定次第連絡することとしている。

特に、管内の小規模福祉事務所の査察指導員の参加について、よろしくお取り計らい願いたい。

- ・対象者：新任の査察指導員（特にCW未経験者）
 - ・開催時期：平成21年5月11日～15日（予定）
 - ・開催日数：5日
 - ・開催場所：首都圏
 - ・研修内容：生活保護の基礎知識と査察指導員としての業務の基本
- ※1 従来、国立保健医療科学院で実施していた新任査察指導員研修会は廃止（自立支援の研修へ振り替え）。
- ※2 なお、例年8月に開催している「全国生活保護査察指導員研究協議会」の対象者については、各都道府県・指定都市・中核市より推薦を受けた査察指導員（原則、各1名）とし、基礎研修会の出席者とは明確に区分する予定。

② 生活保護指導職員リーダー研修

現状に即した効果的・効率的な監査の実施を目的として、監査手法についての研修とともに情報交換を行うため、下記のとおりリーダー研修を実施する予定である。詳細については、決定次第連絡することとしている。

- ・対象者：都道府県・指定都市の生活保護指導職員
（中核的役割を果たす職員）
 - ・開催時期：平成21年5月25日～29日（予定）
 - ・開催日数：5日
 - ・開催場所：首都圏
 - ・研修内容：生活保護の指導監査の手法及び指導方法
- ※ 従来、国立保健医療科学院で実施している都道府県・市指導監督職員研修は、新任者の研修として存続。

③ ブロック会議の開催について

平成21年度においても、ブロック会議の開催を予定しているところである。詳細については、決定次第連絡することとしている。

生活保護法施行事務監査事項（案）

（*下線及び取消線は、昨年度からの変更点である。）

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>1 保護の適正実施の推進</p> <p>(1) 保護の相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底</p>	<p>1 面接相談時等における適切な対応と事務処理</p> <p>(1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、「保護のしおり」の活用等により、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。</p> <p>(2) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。</p> <p>(3) 他法他施策活用についての助言、指導は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう生活保護制度の周知や民生委員、各種相談員との連携、保健福祉関係部局及び水道、電気の事業所等との連絡・連携体制がとられているか。</p> <p>(5) 相談内容、指導結果が面接記録票等に記録され、所長等幹部職員まで決裁されているか。</p> <p>(6) 相談者に対し、<u>「居住地がなければ保護申請できない」</u>、<u>「稼働年齢層は保護申請できない」</u>等の誤った説明を行ったり、扶養が保護の要件であるかのように説明するなど、保護の申請権を侵害するような行為及び申請権を侵害していると疑われるような行為は厳に慎み、保護申請の意思を確認しているか。</p> <p>また、申請の意思が表明された者に対しては、申請書を交付しているか。</p> <p>(7) 保護申請書の処理及び保護金品の支給は迅速に行われているか。</p> <p>(8) 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定める権利、義務の周知徹底は図られているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>2 保護開始時における調査の徹底</p> <p>(1) 資産等の把握状況</p> <p>ア 保護の申請書、資産申告書（不動産、預貯金、生命保険、自動車等）及び収入申告書（稼働収入、年金等）の内容は、挙証資料等に基づき十分審査されているか。</p> <p>また、生活圏内の関係先（金融機関、保険会社、社会保険事務所等）調査等によって十分に検証・確認されているか。</p> <p>イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意書が適切に徴取されているか。</p> <p>ウ <u>急迫性がないにも関わらず、保護開始決定後に調査していることはないか。</u></p> <p>エ 保護申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等が行われているか。</p> <p>ウオ 法第63条を適用し、保護を開始した場合は、文書により本人に周知されているか。</p> <p>(2) <u>他法他施策の活用状況</u></p> <p>ア <u>年金、手当、その他の他法他施策の活用又は活用の可能性について十分検討されているか。</u></p> <p>エイ <u>要保護世帯向け長期生活支援資金制度の優先活用が優先について検討されているか。</u></p> <p>(3) <u>病状及び稼働能力活用状況の把握</u></p> <p>病状及び稼働能力の活用状況が的確に把握されているか。また、必要に応じ検診命令等が活用されているか。</p> <p>(4) <u>扶養義務履行の指導状況</u></p> <p>ア 扶養義務者の存否の確認が行われているか。</p> <p>また、居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認が行われているか。</p> <p>イ 扶養義務者について、職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性が調査されているか。</p> <p>また、精神的な支援の可能性についても確認されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>ウ 重点的扶養能力調査対象者が管内に居住している場合には、実地に調査されているか。</p> <p>エ 重点的扶養能力調査対象者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等について調査されているか。<u>重点的扶養能力調査対象者が管外に居住する場合には、回答期限を付して照会し、回答がないときは、再照会を行っているか。なお、回答がないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会が行われているか。</u></p> <p>オ 重点的扶養能力調査対象者に対する扶養義務照会に対して未回答となっているケースの処理は適切に行われているか。</p> <p>カ <u>重点的扶養能力調査対象者に対する扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。</u></p> <p>キ <u>重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者に対する扶養能力調査は適切に行われているか。</u></p> <p>ク <u>扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があったと予想される場合には、すみやかに調査が行われ、再認定等適宜の処理が行われているか。</u></p> <p><u>また、重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査が、年1回程度行われているか。</u></p> <p>3 関係機関等との連携</p> <p>(1) 関係部局、民生委員、保健所、身体障害者更生相談所、児童相談所、<u>町村役場、公共職業安定所、医療機関、介護機関等との連携が円滑に行われているか。</u></p> <p>(2) 郡部福祉事務所においては、高齢者及び身体障害者等の援助について町村との連携は十分図られているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(2) 保護受給中における指導援助の推進</p>	<p>1 権利、義務の周知徹底 被保護者の権利、義務について、「保護のしおり」等により、適時適切な指導が行われているか。 <u>なお、高校生のアルバイト収入等の申告義務についても周知されているか。その際、高校生のアルバイト収入については、未成年者控除等の勤労控除及び高等学校等就学費の支給対象外経費等の収入認定除外について、周知されているか。</u> <u>またさらに、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底が図られているか。</u></p> <p>2 資産及び収入の把握</p> <p>(1) 資産の把握</p> <p>ア 資産（不動産、預貯金、生命保険等）の申告内容は、関係先調査等によりの確に確認されているか。 また、資産の申告内容に変化はないか。 特に、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額が的確に把握されているか。</p> <p>イ 要保護世帯向け長期生活支援資金制度の活用など、資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。</p> <p>(2) 収入の把握</p> <p>就労可能と判断された被保護者については毎月（収入が安定している場合は3箇月ごと）、就労困難と判断された被保護者については<u>定期的少なくとも12箇月ごと</u>に収入申告書が徴取されているか。</p> <p>ア 稼働収入の把握</p> <p>(ア) 収入申告書は、毎月徴取されているか。その際、給与証明書等挙証資料は添付されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(イ) 収入申告書及び給与証明書等挙証資料の内容審査(稼働日数、給与額等)は、適切に行われているか。また、必要に応じて事業主等の関係先調査は行われているか。</p> <p>イ 稼働収入以外(年金、保険金、補償金、仕送り等)の収入の把握</p> <p>(ア) 収入申告書は適切に徴取されているか。必要に応じ、年金改定通知書(写)等挙証資料は添付されているか。</p> <p>(イ) 年金、保険金等の受給資格権の有無及び受給金額は、必要に応じ、社会保険事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。</p> <p>また、通算老齢年金を受給している場合、通算の対象となった他の年金の受給状況は的確に把握されているか。</p> <p>(ウ) 仕送り額等は、的確に把握されているか。</p> <p>ウ 課税状況調査の実施状況</p> <p><u>(ア) 毎年、全ケースの世帯員全員について、一斉点検を実施し、調査結果と収入申告書の内容の照合が行われているか。6月以降、課税資料の閲覧可能な時期に速やかに調査が実施されているか。</u></p> <p><u>なお、未申告の収入が判明した場合、その収入を継続して得ているかを確認し、現在も継続して収入があることが判明した場合、遅くとも8月分の保護費に反映させるよう迅速な認定処理が行われているか。</u></p> <p><u>またさらに、その調査結果をが決裁するなどされているか。適切また、法第78条適用の処理が、遅くとも年度内に処理及び把握がな完結されているか。</u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p><u>(イ) 課税状況調査の実施漏れや実施の遅れ等を防止するため、査察指導員等による進行管理や全ケースに係る調査結果の点検等、課税状況調査を的確に行う体制の整備が図られているか。</u></p> <p>(3) 年金等の受給資格権の確認</p> <p>ア <u>一定の年齢に達した者について、年金加入状況確認調書社会保険庁より誕生月に送付される年金定期便を活用するなど、老齢基礎年金等の受給資格権について確認されているか。</u></p> <p>イ <u>一定の障害の状態にある者について、障害基礎年金や労働者災害補償保険の障害（補償）給付等の受給資格権について確認されているか。</u></p> <p>ウ <u>遺族厚生年金や労働者災害補償保険の遺族（補償）給付等の受給資格権について確認されているか。</u></p> <p>(4) <u>扶養能力調査の実施その他、他法他施策の活用</u> <u>扶養義務者に対する扶養能力調査は、被保護世帯との関係の深淺、過去の状況等を勘案の上、必要な者については、適宜見直しを行う等、適切に実施されているか。</u> <u>身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳の取得、障害者自立支援医療の活用の可能性等、他法他施策の活用について検討されているか。</u></p> <p>(5) <u>入院患者日用品費等給付入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱</u> <u>入院患者日用品費及び年金等の累積金は、少なくとも12箇月ごとに把握され、加算等の調整が適切に行われているか。</u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>3 援助方針の策定</p> <p>(1) 援助方針は、アセスメント表を作成するなど、訪問調査活動や病状把握等の<u>関係機関調査の結果</u>により把握された<u>実態生活状況を踏まえ、かつ十分に評価・検討された上で立てられているか</u>個々の要保護者の自立に向けた課題を分析し、それらの課題に応じた具体的な援助方針が策定されているか。</p> <p>また、策定した援助方針については、要保護者本人に理解を得るよう説明しているか。</p> <p>(2) 多様なニーズを抱える高齢者世帯等の援助方針は、個々のケースの実態を踏まえた適切なものとなっているか。</p> <p>(3) 援助困難なケース等については、関係機関とも連携の上、<u>必要に応じケース診断会議等に諮る</u>などで組織的に検討されているか。</p> <p>(4) 援助方針は、ケースの実態の変化に即して適切に見直しがされているか。(ケースの状況等に変動がない場合であっても年1回以上<u>見直すこと</u>)</p> <p>(5) 援助方針が、ケース記録等に明記されているか。また、説明した旨がケース記録等に明記されているか。</p> <p>4 訪問調査活動の充実</p> <p>(1) 訪問計画の策定</p> <p>ア 実施機関において統一的な訪問基準を策定する場合には、<u>ケースの実態生活状況の把握、保護の要否及び程度の確認、自立助長のための助言指導など</u>、訪問調査活動の目的を達成するために考慮され策定されているか。</p> <p>またなお、<u>個々の被保護世帯への訪問基準の設定に当たっては、訪問基準を画一的に当てはめることなく、稼働能力の活用を図る必要のある者、多様なニーズを抱える高齢者等に着目し、当該世帯への指導援助の必要性が勘案されたものとなっているか。</u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>イ 個別のケースに対する訪問計画は、ケースの実態、訪問調査活動の目的に応じて適切なものとなっているか。</p> <p>また、ケースの実態の変化に応じて適時適切な見直しが行われているか。</p> <p>(2) 訪問調査活動の状況</p> <p>ア 訪問は、訪問計画に基づき<u>沿って確実に実施</u>されているか。</p> <p>また、ケースの状況変化を考慮し、必要に応じた随時の訪問が実施されているか。</p> <p>特に、長期間未訪問又は計画に比べ実施回数が少ないケースはないか。</p> <p>イ 訪問調査活動の目的に添って必要な指導援助が行われているか。</p> <p>また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、介護保険制度等による介護サービスの活用等必要な指導援助が行われているか。</p> <p>ウ 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行い、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>エ 面接すべき者の不在が続く等の場合には、訪問方法を工夫する等適切な対応措置がとられているか。</p> <p>また、民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行う等、不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努力しているか。</p> <p>オ 長期にわたって来所による面接が続き、訪問調査活動の目的が達成されていないケースはないか。</p> <p>カ 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。</p> <p>また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度決裁されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>5 就労障害要因の把握</p> <p>(1) 就労障害要因が的確に把握され、就労意欲の助長、生活習慣の形成等、必要な指導援助が適切に行われているか。</p> <p>(2) 傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否等については、直近のレセプトの活用、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じ検診命令等によりの<u>確に、年1回以上は把握されているか。</u></p> <p>また、検診命令に従わない場合には、保護の停止等の措置が適切に行われているか。</p> <p>(3) 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況、入所条件等が勘案され、適切に行われているか。</p> <p>6 個別具体的な指導援助の充実</p> <p>(1) 稼働年齢層の者のいるケースに対する指導援助の状況</p> <p>ア 稼働能力を活用しているか否かについては、</p> <p>①稼働能力</p> <p>②稼働能力を活用する意思</p> <p>③稼働能力を活用する就労の場があるか否かにより判断し、必要に応じケース診断会議や稼働能力判定会議等により組織的に検討されているか。</p> <p>イ 稼働能力の活用等自立を助長するための指導援助は、求職活動状況申告書（毎月）の提出等の指導により積極的に行われているか。<u>就労・求職状況管理台帳が整備されているか。</u></p> <p><u>また、対象者には、求職活動状況・収入申告書を毎月提出させ、内容を把握し、必要な指導が行われているか。</u></p> <p>ウ 稼働能力の活用状況等は、就労・求職状況管理台帳等で適切に把握されているか。</p> <p>エウ 就労に関する個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が図られているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>オエ 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は十分行われているか。 また、求人情報等の収集提供、必要に応じた公共職業安定所等への同行訪問等の援助が行われているか。</p> <p>カ 自立援助のための各種貸付制度等他法他施策の活用についての指導が適切に行われているか。</p> <p>キオ 稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、就労日数、時間、収入等が少ない者に対し、勤務先調査又は課税状況の調査が行われているか。 また、地域の有効求人倍率や求人情報等を踏まえ、稼働能力を有している者の年齢、資格、生活歴、職歴等から総合的に勘案し、稼働能力が活用されていない場合は、転職を含む増収指導が行われているか。</p> <p>クカ 稼働能力の活用についての指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。 また、指導指示に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置は適切に行われているか。</p> <p>キ <u>被保護者に対し、検診命令に従わない場合において、必要が認められるときは、保護の申請が却下され、又は保護の変更、停止若しくは廃止をされることが伝えられているか。</u></p> <p>(2) 高齢者、障害者世帯等要援護世帯に対する指導援助の状況</p> <p>ア 高齢者、障害者等世帯について、介護保険制度及び障害者自立支援法等による各種サービスの活用が図られているか。</p> <p>イ 個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が図られているか。</p> <p>ウ 年金等の受給の可否等について検討し、関係機関に対して協力を求めているか。</p> <p>エ 高齢者、障害者等世帯について、必要な生活環境等の整備のための制度の活用が図られているか。</p> <p>オ 扶養義務者に対して、ケースとの日常の交流等についての協力依頼は行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(3) 母子世帯等に対する指導援助の状況</p> <p>ア 個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が図られているか。</p> <p>イ 母親の養育態度、子の就学状況等に問題のある世帯に対し、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>ウ 子の進路について、学校等関係機関との連携を図り、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>エ 児童扶養手当等、他法他施策の活用についての指導は、適切に行われているか。</p> <p>オ ひとり親世帯就労促進費による一時扶助の適用について、適切に行われているか。</p> <p>(4) 多重債務問題等に関する指導援助の状況</p> <p>債務整理等の支援に関する個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が図られているか。</p> <p>(5) 関係機関との連携及び社会資源等の活用状況</p> <p>ア 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に行われているか。</p> <p>イ 民生委員、保健所、<u>町村役場</u>、各種相談員、医療機関、介護機関、学校等関係機関との連携、近隣住民との協力等による支援体制等幅広い社会資源の活用が行われているか。</p> <p>また、必要に応じ、関係者にケースへの同行訪問を要請しているか。</p> <p>ウ 介護保険料、公営住宅家賃、学校給食費の未納について、関係部局と連携を図り、納付状況を把握するとともに、滞納しているケースについては、被保護者に対し適切な納付指導を行うか、代理納付等の手続きをとることにより改善が図られているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(3) 適正な保護の決定事務の確保</p>	<p>1 保護の開始 保護の開始は、<u>急迫性がないにも関わらず</u>要保護者の資産及び収入に係る必要な関係先調査をせずに開始していることはないか。また、保護の開始・申請の却下は、要否の判定を適正に行い決定されているか。</p> <p>2 保護の廃止 (1) 要否の判定による廃止 保護の廃止は、当該世帯における収入の増加、最低生活費の減少等により保護を要しない状態を確実に把握した上で、<u>医療費、介護費用等を含めて適正に</u>要否の判定を行い決定されているか。 (2) 「辞退届」による廃止 ア 「辞退届」は、被保護者本人の任意かつ真摯な意思によるものか。 イ 被保護者本人から自立の目途を具体的に聴取するなど、廃止により直ちに急迫した状況に陥ることのないよう十分確認しているか。 ウ 保護の廃止決定の判断及びその手続は、<u>必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的に</u>対応されているか。 (3) 指導指示違反による廃止 ア 指導指示内容は被保護者本人の保護の目的達成上、必要なもので実現の可能性があるか。 イ 指導指示違反に対する弁明の機会を設けているか。また、その日時や通知の手続は適切か。 ウ 保護の廃止決定の判断及びその手続は、<u>必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的に</u>対応されているか。 (4) 保護の廃止に係る助言指導及び連携 保護の廃止に際し、当該世帯の国民健康保険や後期高齢者医療への加入等、必要な諸手続について助言指導がされているか。 また、地域の民生委員へ保護廃止の旨を連絡するなどにより、保護廃止後の当該世帯の自立生活を見守る配慮がされているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(4) 不正受給防止対策等の推進</p>	<p>3 最低生活費の算定及び通知事務 最低生活費の認定、加算、控除等の決定事務は適正に行われているか。 また、保護の<u>開始及び変更等並びに停止及び廃止</u>が行われた場合に、被保護者に対し通知されるとともに、必要な教示が行われているか。</p> <p>1 収入申告内容の確認等の状況 (1) 収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。 また、必要に応じて勤務先等関係先調査を適切に行っているか。 (2) 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して、正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の措置が行われているか。</p> <p>2 不正受給ケースに対する措置 不正受給については、法第78条により厳正に措置されているか。 また、悪質なケースについては、告発等が行われているか。</p> <p>3 不正受給等の原因分析及び再発防止対策 (1) 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、法第63条及び法第78条ケースの発生原因が十分に把握、分析された上で、適切に適用されているか。特に、定期的な訪問調査活動や関係先調査等による世帯の実態把握に問題がないか、<u>年金、手当等の受給権の確認が適切に行われていたか</u>等、福祉事務所として取り組むべき問題点の有無が検討されているか。 (2) 福祉事務所として取り組むべき問題がある場合、再発防止対策等の適切な対応がとられているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>2 医療扶助の適正運営の確保</p>	<p>1 医療扶助受給者に対する指導援助及び適正運営の状況</p> <p>(1) 被保護者の病状は、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等によりの確に把握され、その結果に基づき就労指導、療養指導等が適切に行われているか。</p> <p><u>(2) 継続して医療を必要とするときには、原則、3箇月（併給入院外患者及び訪問看護の利用者は、6箇月）ごとに、医療要否意見書等により医療扶助継続の要否が十分検討されているか。</u></p> <p>(2)3 長期入院患者の実態を把握し、必要な指導援助は行われているか。</p> <p>ア 社会的入院を余儀なくされている入院患者について、要介護者については、介護施設への入所や介護サービスの活用を図り、精神障害者については、精神障害者退院促進事業を活用するなどして、在宅生活への移行が図られるよう必要な指導援助は行われているか。</p> <p>イ 入院日数が180日を超えて入院している患者に対する医療扶助の例外的な給付について、例外的給付対象者台帳が整備されているか。また、例外的な給付の支給が適切に行われているか。</p> <p>ウイ 入院患者の退院後の受入先の確保について、必要な指導援助等が行われているか。</p> <p>(3) 長期外来患者の実態を把握し、必要な指導援助は行われているか。</p> <p>ア 長期外来患者指導台帳が整備されているか。</p> <p>イ 長期外来患者指導台帳登載者の指導は、適切に実施されているか。</p> <p>(4) 頻回受診者に対する適正受診指導状況</p> <p>ア 頻回受診者指導台帳等が整備されているか。</p> <p>イ 頻回受診の判断が主治医訪問や嘱託医協議等によって適切に行われているか。</p> <p>ウ 頻回受診の指導にあたっては、保健師の同行訪問を行うなど、適切に実施されているか。</p> <p>(5) 医療機関の選定は、真に止むを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関となっているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(6) 同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認、審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導が行われているか。</p> <p>(7) 被保護者に対して、パンフレット等を用いて説明を行うなど後発医薬品の適切な選択について周知徹底を図っているか。</p> <p>2 レセプトの点検、活用状況</p> <p>(1) レセプトは、個別ケースごとに直近6箇月程度は編綴され、療養指導等常時活用できる状態となっているか。</p> <p>また、病状の把握、療養指導等に際し、現業員、査察指導員、嘱託医等により適時レセプトが活用されているか。</p> <p>(2) <u>医療費の適正な支出のため、本庁の内容点検分を除いた全てのレセプトに対して内容点検等が実施され、過誤調整等は適切に行われているか。</u><u>資格点検、単月点検、縦覧点検について、医療事務に関わる資格を持った者等によって、適切な方法により実施されているか。</u></p> <p>また、<u>単月点検、縦覧点検を業者委託している場合、仕様書の見直し、競争入札の実施等を行うことなく、安易に同一業者に長期間委託していないか。</u></p> <p>(3) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、診療点数等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議又は本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>(4) 医療券交付処理簿とレセプトの照合が行われているか。</p> <p>3 移送給付等の状況</p> <p>(1) <u>移送給付に当たっては、画一的な取扱いによって一律に給付を認めず、被保護者が必要な医療を受けられなくなることはないよう、適切に給付の決定が行われているか。</u></p> <p>(+2) 移送給付</p> <p>ア 移送給付の範囲は、一般的給付については国民健康保険の例によっているか。</p> <p>また、例外的給付の場合は、<u>原則</u>、福祉事務所管内の医療機関に限るもので、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて最も経済的な経路及び交通手段によって行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>イ 給付の決定は、一般的給付・例外的給付それぞれ被保護者から申請があった場合、内容を確認の上、行っているか。</p> <p>また、例外的給付の場合は、主治医からの要否意見書の提出及びその内容に関する嘱託医協議や、必要に応じ検診命令を行い、</p> <p>① 病状等から徒歩又は電車・バスを利用して通院することが可能かどうか。</p> <p>② 通院先の医療機関は、必要な医療の提供が可能な医療機関のうち最寄りの医療機関であるかについて把握し、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、日数、経路、交通機関について決定しているか。</p> <p>なお、交通機関は地域の実態料金や複数事業者の見積等により検討し、かつ最も経済的な経路・交通機関を福祉事務所において決定しているか。</p> <p>ウ 給付については、福祉事務所が決定した内容と日数、経路、交通機関が異なる場合の交通費を対象にしていないか。</p> <p><u>エ 3箇月を超えて移送の給付を必要とするときは、第4月分（疾病等の状態により3箇月を超えて給付が必要な場合で、かつ、電車・バス等の公共交通機関を利用している場合は第7月分）の移送を決定する前に、給付要否意見書（移送）等により継続の要否が検討されているか。</u></p> <p>キ 身体障害者割引などの割引料金が活用されているか。</p> <p><u>カ 通院証明書を提出させ、給付対象とした日数やレセプトに記載された日数と差異がないかの確認が行われているか。</u></p> <p><u>また、領収書等によりその金額を確認し、金額の妥当性等について確認が行われているか。</u></p> <p>(23) 施術、治療材料給付</p> <p>あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。</p> <p>また、施術については慰安の目的でないかなど施術を必要とする理由、施術日数、施術回数等の妥当性について嘱託医と協議のほか、必要に応じ施術者への確認や検診命令により把握の上、福祉事務所が十分検討しているか。</p> <p>なお、施術の給付についての往療料の算定は、歩行困難等、真に安静を必要とする者等、通所して治療を受けることが困難な場合に限って行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>4 嘱託医等の配置及び活動状況</p> <p>(1) 嘱託医が週1回程度の所内勤務を行う等、医師による専門的判断を得られる体制が確保されているか。</p> <p><u>(2) 精神科などの嘱託医の確保が困難な場合について、必要に応じ業務委託医の活用が検討されているか。</u></p> <p>(3) 医療扶助の要否及びケース援助に当たって、嘱託医等の専門的かつ技術的意見が聴取されているか。</p> <p>(4) 現業員等の医学知識の研修に当たって、嘱託医等が効果的に活用されているか。</p> <p>5 本庁への技術的助言の要請状況</p> <p>医療の給付の要否、援助方針の決定に当たっては、医学的見地からみて疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況</p> <p>(1) 医療扶助の決定に当たり、社会保険等他法が適用されるものであるか否かについて確認がされているか。</p> <p>(2) 患者の病状等に応じ、障害者自立支援法、感染症予防法に基づく結核医療等の活用について、保健所等関係機関との連携が十分図られているか。</p> <p>特に次の点について、関係機関と連携が図られ、確認がされているか。</p> <p>ア 精神科受診ケースについて、精神障害者保健福祉手帳申請の可否についての検討が行われているか。</p> <p>イ 精神科の通院について、精神通院医療適用確認調書を活用するなど、障害者自立支援法第58条の適用について検討が行われているか。</p> <p>ウ 人工透析医療を受けている者について、原則、自立支援医療により給付されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>3 介護扶助の適正運営の確保</p>	<p>1 介護扶助受給者等に対する指導援助の状況</p> <p>(1) 要介護又は要支援の状態にあると考えられる者については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により、要介護認定申請が行われるよう指導がなされているか。</p> <p>(2) 要介護認定が行われた場合は、居宅介護支援計画(ケアプラン)により要介護度等を踏まえた介護サービスの内容が把握され、また、それに基づき指導援助がなされているか。<u>介護扶助の要否判定、程度について、居宅介護支援計画又は介護予防支援計画の妥当性を検討の上、適正に決定されているか。</u></p> <p>(3) 利用する介護機関は、真に止むを得ない場合を除き、当該介護機関の通常の事業実施地域内に、要介護者等の居住地があるものが選定されているか。<u>居宅介護支援計画又は介護予防支援計画に基づくサービス提供実績の確認が的確に行われているか。</u></p> <p>2 介護給付費の点検等</p> <p>介護券交付処理簿と介護給付費公費受給者別一覧表の照合が適切に行われているか。</p> <p>3 福祉用具及び住宅改修の給付状況</p> <p>(1) 介護扶助受給者に対して、福祉用具の購入費及び住宅改修費の全額を支給した場合に、領収書等により保険給付等の申請がなされるよう指導されているか。</p> <p>(2) 保険者による償還金が支給された場合には、適切に法第63条適用がなされているか。</p> <p><u>(3) 福祉用具の使用状況を実地に確認しているか。</u> <u>また、住宅改修前後の状況を実地に比較し、改修効果を確認しているか。</u></p> <p>4 介護施設入所者基本生活費等給付 介護施設入所者基本生活費及び年金等の累積金は把握され、加算等の調整が適切に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>4 福祉事務所における入所措置等の適正実施の確保</p> <p>(1) 適正な入所措置事務等の確保</p>	<p>64 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況 介護扶助の決定に当たっては、障害保健福祉関係部局等関係機関との連携が図られているか。</p> <p>特に、40歳以上65歳未満の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態である医療保険に未加入である者について、障害者自立支援法等他法が介護扶助に優先して活用されているか。</p> <p><u>また、障害保健福祉関係部局等関係機関との連携が図られているか。</u></p> <p>5 本庁への技術的助言の要請状況 介護扶助の給付の要否に当たって疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>1 適正な入所措置事務は確保されているか。 (1) 措置台帳等諸帳簿は整備され、適正に入所措置事務が行われているか。 (2) 入所措置について、より必要性の高い者を優先して措置されているか。</p> <p>2 入所措置後の援助は、適正に行われているか。 (1) 入所措置後の継続の要否について見直しが行われているか。 また、措置変更事由が生じた場合の措置換えは適正に行われているか。 (2) 入所措置後、年1回以上は訪問調査を行い、更生状況等の確認が適切に行われているか。 また、その状況は記録として残されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(2) 適正な保護の決定事務の確保</p> <p>5 組織的な運営管理の推進</p> <p>(1) 計画的な運営管理の推進</p>	<p>(3) 死亡等による入所措置解除については、速やかにその手続きが行われているか。</p> <p>また、遺留金品の処分については、関係職員立会いのもとに適切に行われているか。</p> <p>入所者本人支払額の決定事務は適正に行われているか。</p> <p>1 理事者等の現状認識</p> <p>(1) 理事者及び所長等は、管内の保護動向、地域的特性、実施体制及び前年度指導監査結果等を踏まえ、福祉事務所の抱えている問題点の現状を十分掌握しているか。</p> <p>(2) 理事者及び所長等幹部職員は、福祉事務所の抱えている特別な問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善計画の策定等、その対応措置を講じているか。</p> <p>(3) 所長等幹部職員は、個別ケースの問題から福祉事務所全体として取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか。</p> <p>ア 開始・廃止ケースの状況、並びに問題を抱える開始・廃止ケースの有無について把握し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。</p> <p>イ 法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因を分析し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>ウ その他、特に問題を抱えるケースについて、福祉事務所全体の問題として把握し、取り組んでいるか。</p> <p>エ 問題解決のために必要な職員研修を実施し、あるいは、自主的内部点検や適正化対策事業等を実施する等、その対応策を講じているか。</p> <p>(4) 理事者及び所長等は、職場環境の改善及び職員の士気高揚に努めているか。</p> <p>2 <u>運営生活保護業務の実施方針及び事業計画の状況</u></p> <p>(1) <u>保護の動向及び雇用情勢など地域の状況について、分析を行い、対応すべき課題について整理し、前年度の監査指摘事項などを踏まえ、実施機関の抱える問題点を分析し、その要因を把握しているか。</u></p> <p>(2) <u>生活保護の運営実施方針については、所長等幹部職員及び現業員等関係職員が参画し、本庁が福祉事務所に対して示した指針、当該地域の実情、保護の動向、福祉事務所の抱える問題点及び指導監査結果等を十分踏まえた上で基本的な実施方針が決められているかの参加のもとに十分討議し、早急な改善や対応が必要な事項を中心とした実効性のある方針が立てられているか。</u></p> <p>また、<u>問題点に対する具体的な改善策が盛り込まれているか問題を生じている要因の改善に向け取り組む内容が明らかとなるよう、具体的な手順や方法が盛り込まれているか。</u></p> <p>(2) <u>3) 生活保護の運営は、実施方針を踏まえに基づき、月別にあるいは四半期毎に、具体的な取組の内容及び実施時期を明らかにするため事業計画を策定する等計画的に行われでされているか。</u></p> <p>また、<u>関係職員に周知されるとともに、進捗状況が定期的に確認され必要な措置がとられているか。</u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(34) 実施方針及び事業計画に基づいて実施した取組の結果及び効果を集約し、福祉事務所として評価・分析を行い、改善が必要な事項については、次年度の実施方針に反映するなどの措置がとられているか。</p> <p>3 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況</p> <p>(1) 当面する課題及び指導監査結果に基づく指導事項又は指示事項を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているか。</p> <p>(2) 実施した自主的内部点検及び適正化対策事業の結果を集計するとともに、実施結果について、福祉事務所としての評価がされているか。また、<u>運営実施方針等</u>に反映されているか。</p> <p>(3) 自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているにもかかわらず、指導監査等において、依然として、同じ事項が指摘又は指示を受けている場合、その実施方法の適否について検討されているか。</p> <p>(4) 経理事務処理の点検が実施されているか。</p> <p>4 ケース診断会議の活用状況</p> <p>(1) <u>援助困難ケースへの援助方針を樹立の策定、法第63条の一部返還免除、法第78条の適用、新規開始及び廃止決定、暴力団員への保護の適用、自動車の保有可否の決定、法第27条による指導指示をする場合等においては、必要に応じケース診断会議を開催する等に諮るなど必要に応じ速やかに組織的判断を行っているか。</u></p> <p>また、所長等幹部職員が参画しているか。</p> <p>(2) ケース診断会議等の検討結果は記録されているか。</p> <p>また、その結果等を踏まえ具体的な取組が行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(2) 査察指導機能の充実</p>	<p>1 現業活動の掌握体制の確保 訪問計画の策定等計画的な訪問のための取組や訪問調査活動の実施について査察指導員が把握でき、かつ必要な指示・助言ができる体制が確保されているか。また、必要に応じ個々のケースを掌握するための査察指導台帳が作成されているか。</p> <p>2 訪問の進行管理等 (1) ケースの実態に即した援助方針の樹立策定、訪問計画の策定等、訪問調査活動の実施についての助言、指導は適切になされているか。 また、ケースの実態の変化に応じて、その見直しに対する助言、指導が適切に行われているか。 (2) 長期間未訪問ケース等について、現業員に対して必要な指導が行われているか。</p> <p>3 ケース審査及び助言、指導 (1) ケースの援助内容について、現業員に必要な助言、指導が適切に行われているか。特に、新任の現業員に対し、実務指導、接遇等について特別な配慮がなされているか。 (2) 現業員に助言、指導した事項、その経過及び結果について、査察指導台帳を活用するなど、何らかの形で記録されているか。 (3) 現業員に助言、指導した事項についての進行管理は適切になされているか。</p> <p>4 援助困難ケースへの対応 (1) 援助困難ケースに対する指導援助が、担当者任せとなっていないか。 (2) 援助困難ケースについては、査察指導員が同行訪問を行う等により、その実態を把握し、適切な援助を行うよう指導しているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(3) 実施体制の確保</p>	<p>(3) 必要に応じ、関係者にケース診断会議等への参加又はケースへの同行訪問を要請しているか。</p> <p>(4) 関係機関等との連携が、組織的に確保されているか。</p> <p>1 職員の配置状況</p> <p>(1) 査察指導員、現業員が不足して事務処理に支障を来していないか。</p> <p>(2) 査察指導員は原則として生活保護業務経験者等で、適切な助言、指導ができる者となっているか。</p> <p>(3) 現業員の大半が異動すること等によってケースの援助、事務処理等に支障を来していないか。 現業員等が社会福祉主事資格を有していない場合は、資格取得についての配慮が行われ<u>努</u>めているか。</p> <p>(4) 査察指導員、現業員が生活保護以外の業務を兼務している場合、支障を来していないか。また、査察指導員がケースを直接担当していることはな いか。</p> <p>2 面接相談体制の状況 専任面接相談員の配置や、状況に応じた複数による面接の実施等、面接相談体制が確立されているか。</p> <p>3 経理事務等の処理状況</p> <p><u>(1) 保護金品の支給等の事務処理に関して、事務処理規程の明確化を図り、現業員等による詐取等の発生防止策が講じられているか。</u></p> <p>(1)ア 保護金品の支給手続、返還金の返納手続等は、関係法令等に照らし適切なものとなっているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>イ <u>特に、金品等の授受に当たっては、現業員等が現金を取り扱っていないか。</u></p> <p>ロ <u>真にやむを得ない場合は、複数の職員で当たるなどの体制がとられているか。</u></p> <p><u>(2) 窓口払いの必要性を検討し、可能な限り縮減が図られているか。</u></p> <p>(2-3) <u>保護金品の支給については、定期的又は随時に関係帳簿との照合、点検を行っているか。また、返還金等の現金の金庫等による保管状況は、適切に行われているか。</u></p> <p>(2-4) <u>法第63条による返還額の決定は、必要経費及び自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものの控除を含め適切に行われているか。一部又は全部の返還額を免除する場合は、必要に応じてケース診断会議等に諮るなど組織的にその必要性を十分検討しているか。また、その内容が挙証資料等により明確にされているか。</u></p> <p><u>(5) 法第78条による費用徴収に当たっては、各種控除を適用せず、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とされているか。</u></p> <p>(2-6) <u>法第63条による返還金及び法第77条又は法第78条による徴収金の債権管理について、</u> ア <u>債権については、全額の調定を基本としているか。また、一括で返還させることが不可能である場合には、履行延期の特約を行い、計画的に調定し返還させているか。</u> イ <u>国との国庫負担金の精算にあたっては、収納済額ではなく調定額を支出額から控除するように行われているか。</u> $\text{国庫負担額} = (\text{自治体の支出額} - (\text{調定額} - \text{不納欠損額})) \times 3/4$ ウ <u>被保護者への返還金等の督促及び納入指導は、経理担当と保護担当が連携して行っているか。</u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>6 福祉事務所の実情に応じた重点的な指導の徹底</p>	<p>エ 生活保護を廃止した者の返還金等について、引き続き同返還金等の債権について適切な管理が行われているか。</p> <p>オ 被保護者（廃止した者を含む）が転出した場合、転出先を把握し引き続き債権管理が行われているか。</p> <p>カ 被保護者（廃止した者を含む）が死亡した場合、相続人の有無について調査が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相続人がいる場合は、相続人に対して引き続き債権管理が行われているか。 ・ 相続人が債務を相続しない場合は、裁判所による相続放棄の証明書の有無について確認しているか。 <p>キ 返還金等が収納されない場合、納入指導や時効中断措置等が行われているか。</p> <p>4 ケース記録等事務処理の管理状況</p> <p>(1) ケース記録等個人情報資料については、秘密が厳守されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われているか。</p> <p>(2) 関係先照会等にかかる決裁文書等の処理について、内容審査、点検等の管理が適正に行われているか。</p> <p>ナ 小規模福祉事務所の実情に応じた取組状況</p> <p>(1) 福祉事務所において、それぞれ保護動向について分析を行う等により、実情に応じた具体的な対応策が講じられているか。</p> <p>(2) 地域特性から問題点が認められる福祉事務所においては、その根本的な要因等の分析を十分に行う等により、問題点に対する対応策等が計画的に講じられているか。</p> <p>(3) 前年度監査結果による指摘事項について福祉事務所は、その原因についての分析を行い、具体的な改善策が講じられているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(4) 特に小規模な福祉事務所において、保護の適正運営が組織的かつ継続的に確保される体制が取られているか。</p> <p>また、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会等、実施水準の維持向上のための努力がされているか。</p> <p>☎1 暴力団関係者ケースに対する調査、指導の状況</p> <p>(1) <u>暴力団員である、またはその疑いがあるケースについては、被保護者又は申請者等の言動から暴力団員ではないかとの疑いが持たれなくても、その経歴などから暴力団親交者との交流の可能性がある場合、警察署等関係機関への照会によりの確に把握されているかとの連携を図り適切に処理されているか。</u></p> <p>(2) 保護を申請した、又は申請しようとする者（以下、「申請者等」という。）が暴力団員である場合には、現業員等のみに任せることなく、ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針が明確にされ、組織的に取り組まれているか。</p> <p>(3) 申請者等が暴力団員であることが確認された場合には、急迫状態である場合を除き、既に申請を受理している場合は申請を却下し、相談等の段階である場合には、暴力団を離脱しない限り、申請を行っても却下することとなる旨を説明しているか。</p> <p>(4) 申請者等が申請時点において暴力団員であったが、暴力団からの離脱を求めた結果、暴力団を離脱した場合には脱退届及び離脱を確認できる書類（絶縁状・破門状等）、誓約書、自立更生計画書等を徴取しているか。</p> <p><u>なお、それらの書類の真偽について疑いがある場合、警察の暴力団排除担当課に再度情報提供を求めるなどにより確認に努めているか。</u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(5) 保護受給中に暴力団員であることが判明した場合には、暴力団からの離脱等を指示し、これに従わない場合には、所要の手続を経て保護の廃止をしているか。</p> <p>(6) 警察との連携・協力強化のため、暴力団員の保護状況や、管内の暴力団の状況について、福祉事務所と警察署との間で円滑な情報交換を行うなどの協議等が行われているか。なお、暴力行為等があった場合は、速やかに警察署へ通報する等の措置が行われているか。</p> <p>(7) 保護の開始決定後、本庁への情報提供が速やかに行われているか。</p> <p>☆2 自動車保有ケースに対する調査、指導の状況</p> <p>(1) 自動車の保有状況が、必要に応じて陸運支局等の関係先調査等によりの確に把握され、保有要件の審査が適切に行われているか。なお、保有容認に当たっては、任意保険の加入についても検討されているか。</p> <p>(2) 保有を認めた場合においては、適宜保有要件の検証が適切に行われているか。</p> <p>(3) 保有が認められない場合の指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。</p> <p>(4) 処分が行われるまでの間の使用禁止の指導は、適切に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(5) 自動車の処分指導の保留については、概ね6箇月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる者であって、保有する自動車の処分価値が小さいと判断される場合に限り、行われているか。</p> <p>また、処分指導を保留しているケースについて、期限到来後に自立に至らなかった場合、速やかに処分指導を行っているか。</p> <p>4.3 ホームレスに対する保護の適用状況</p> <p>(1) ホームレスに対する保護の適用に当たっては、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものではないことに留意し、実施されているか。</p> <p>(2) 直ちに居宅生活を送ることが困難とされ、保護施設や<u>第二種無料低額宿泊所</u>等において保護されたホームレスについては、その状況に応じて養護老人ホームや各種障害者福祉施設等への入所が検討されているか。</p> <p>(3) 施設入所中の被保護者については、その状況に応じて訪問調査活動を行い生活実態を把握するとともに、居宅生活への円滑な移行に向けて、施設職員や民生委員等関係機関との連携を図り、日常生活訓練、就業の機会の確保等の必要な支援がされているか。</p> <p><u>(4) また、第二種無料低額宿泊所に起居する被保護者については、少なくとも1年に2回以上家庭訪問するよう訪問計画を策定し、定期的な訪問調査活動を行い、生活実態を把握するとともに、自立に向けた必要な指導援助が行われているか。</u></p> <p><u>また、劣悪な状況であると認められた時には、転居指導を行うとともに、必要な支援が行われているか。</u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>4 <u>小規模福祉事務所の取組状況</u></p> <p><u>小規模な福祉事務所において、保護の適正運営が組織的かつ継続的に確保される体制が取られているか。</u></p> <p><u>また、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会等、実施水準の維持向上のための努力がされているか。</u></p>

Ⅱ 平成21年度における指定医療機関に対する指導及び検査について

指定医療機関に対する個別指導及び検査に当たっては、知事決定や管内福祉事務所に対する指導監査等を通じて把握した医療扶助運営上の問題点、指定医療機関ごとの医療給付等の傾向等を踏まえ、「都道府県・指定都市・中核市が行う指定医療機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点」に基づき実施すること。

近年、指定医療機関による診療報酬の不正請求等が発生しているため、不正又は不当な診療報酬の請求を行った医療機関に対しては、厳正に対処する等医療扶助の一層の適正実施に努める必要がある。

しかしながら、監査において、指定医療機関に対する実地検査について、関係部局との連携体制が確保されていなかったこと等により、保険医療機関の指定取消後に、別途生活保護法に基づく立入検査を実施する必要性が生じた事例が見受けられ、この場合、関係部局により指定取消の根拠となる書類が押収されていることから、その後に立入検査を実施しても既に必要な書類がなく、適切な措置の実施に支障が生じた事例が見られたところである。

については、医療保険等各制度との連携を図り、不正請求等の疑いに関する情報交換や状況に応じた合同による指導及び検査を実施等、国民健康保険担当等などの都道府県・指定都市・中核市の各関係部門、並びに各地方厚生局（北海道、東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州）など関係機関間における指定医療機関に係る指導・検査の連携体制を具体的に構築すること。

また、中核市において、指定医療機関に対する指導が適切に実施されていない事例が散見されることから、各中核市においては、医療扶助運営要領に基づき適正な実施に努めること。

都道府県・指定都市・中核市が行う指定医療機関
に対する個別指導の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>医療扶助受給者に対する適切な処遇の確保</p>	<p>1 医療扶助に対する理解の状況</p> <p>(1) 生活保護制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱いが十分理解されているか。</p> <p>(2) 診療報酬の請求は適切に行われているか。</p> <p>(3) 障害者自立支援法等他法の取扱いについて配慮されているか。</p> <p>特に、障害者自立支援法第58条適用について理解されているか。また、長期入院患者等に対する精神障害者保健福祉手帳の取得等について配慮されているか。</p> <p>2 医療扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況</p> <p>(1) 福祉事務所との協力は、円滑に行われているか。</p> <p>(2) 医師、看護師等医療従事者は、確保されているか。</p> <p>(3) 診療録の記載及び保存は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 診療内容からみて、医療要否意見書は適切に記載されているか。</p> <p>(5) 長期入院、長期外来患者に対する療養指導は、適切に行われているか。</p> <p>(6) 入院患者日用品費等の取扱いは、適切に行われているか。</p> <p>特に、精神科病院に対しては、本来病院において用意し負担すべき内容の経費について入院患者日用品費から支出するようなことはしていないか。</p> <p>また、原則として個人ごとに口座を設けて管理し、その収支状況についても個人ごとに整理把握されているか。</p>

Ⅲ 平成21年度における指定介護機関に対する指導及び検査について

指定介護機関に対する個別指導及び検査に当たっては、管内福祉事務所に対する指導監査等を通じて把握した介護扶助運営上の問題点、指定介護機関ごとの介護給付等の傾向等を踏まえ、「都道府県・指定都市・中核市が行う指定介護機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点」に基づき実施すること。

また、指定介護機関による介護報酬の不正請求等が発生しており、不正又は不当な介護報酬の請求を行った介護機関に対しては、厳正に対処する等介護扶助の一層の適正実施に努める必要がある。

しかしながら、監査において、指定介護機関に対する実地検査について、関係部局との連携体制が確保されていなかったこと等により、指定介護保険事業者の指定取消後に、別途生活保護法に基づく立入検査を実施する必要性が生じた事例が見受けられ、この場合、関係部局により指定取消の根拠となる書類が押収されていることから、その後に立入検査を実施しても既に必要な書類がなく、適切な措置の実施に支障が生じた事例が見られたところである。

については、生活保護担当部局での開催のみならず、介護保険担当部局と連携を図り、生活保護制度についての周知や不正請求等の疑いに関する情報交換や状況に応じた合同による指導及び検査の実施等、指定介護機関に係る指導・検査の連携体制を具体的に構築すること。

また、指定介護機関に対する指導が適切に実施されていない自治体が散見されることから、介護扶助運営要領に基づき適正な実施に努めること。

都道府県・指定都市・中核市が行う指定介護機関
に対する個別指導の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>介護扶助受給者に対する適切な処遇の確保</p>	<p>1 介護扶助に対する理解の状況</p> <p>(1) 生活保護制度の趣旨及び介護扶助に関する事務取扱いが十分理解されているか。</p> <p>(2) 報酬請求は適切に行われているか。</p> <p>また、報酬請求に係る帳簿及び書類の記載及び保管は、適切に行われているか。</p> <p>(3) 障害者自立支援法等他法の取扱いについて配慮されているか。</p> <p>特に、40歳以上65歳未満の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態である医療保険に未加入である者（以下「被保険者以外の者」という。）について、障害者自立支援法等他法が介護扶助に優先して活用されているか。</p> <p>2 介護扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況</p> <p>(1) 福祉事務所との協力は、円滑に行われているか。</p> <p>(2) ホームヘルパー等介護従事者は、確保されているか。</p> <p>(3) 要介護者に関する介護記録及び報酬請求に係る帳簿及び書類の記載及び保管は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 特別な居室、療養室等の提供が行われていないか。</p> <p>(5) 特定施設入居者生活介護、痴呆対応型共同生活介護を行う事業者については、入居にかかる利用料が住宅扶助により入居できる額であるか。</p> <p>(6) 居宅介護支援計画（ケアプラン）において、生活保護法による指定を受けていない居宅介護サービス事業者を用いていないか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(7) 介護施設入所者基本生活費の取扱いは、適切に行われているか。</p> <p>特に、本来施設において負担すべき内容（おむつ代及びおむつ洗濯代等）の経費について介護施設入所者基本生活費から支出するようなことはしていないか。</p> <p>また、原則として個人ごとに口座を設けて管理し、その収支状況についても個人ごとに整理把握されているか。</p>

IV 平成21年度における保護施設に対する指導監査について

保護施設の健全で安定した運営と入所者個々の特性に合った適切な入所者処遇が確保されるためには、施設に対する都道府県、指定都市及び中核市の指導監査の果たす役割が極めて重要である。

については、平成21年度における指導監査の実施にあたっては、特に以下の点に留意の上、別添「生活保護法保護施設指導監査要綱」に基づき実施されたい。

1 入所者の自立支援に重点をおいた指導監査の実施

保護施設入所者に対する適切な処遇が行われるため、施設の最低基準が確保されていることはもとより、

- ① 入所者の意向を尊重した上で適切な処遇計画が策定されているかどうか
- ② 居宅生活への移行や他法の専門的施設での受け入れについて検討されているかどうか
- ③ 実施機関や家族との連携が図られているかどうか
- ④ 処遇計画について適宜必要な見直しが行われているかどうか

に重点をおいた指導監査を実施することにより、入所者の自立支援に向けた取組が一層推進されるよう指導すること。

2 施設運営の適正実施の確保

入所者処遇を図るための必要な職員の確保のほか、適正な会計事務処理及び内部牽制体制の確立、衛生管理や感染症対策の徹底、防災対策の充実強化等について指導すること。

なお、入所者からの預り金を管理している施設については、不祥事防止の観点からその適切な管理についても指導すること。

また職員の処遇については、有用な人材の確保及びその定着化を図るため、適切な給与水準の確保、労働時間の短縮等労働条件の改善、研修等職員の資質向上、福利厚生等の士気高揚策の充実等について指導すること。

生活保護法保護施設指導監査要綱

1 指導監査の目的

保護施設に対する指導監査は、生活保護法第44条第1項の規定に基づき、関係法令、通知による事業運営、施設運営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について助言、一般監査指導を行うことによって、適正な事業運営及び施設運営を図るものであること。

2 指導監査方法等

(1) 指導監査は、「一般監査」と「特別監査」とし、別紙「保護施設指導監査事項」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からの聴取により行い、効果的な指導監査の実施に努めること。

ア 一般監査

一般監査は、原則として全ての保護施設に対し、年1回実地監査を行うなど、計画的に実施すること。ただし、前年度における実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設については、実地監査を2年に1回として差し支えないこと。

イ 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとし、改善が図られるまで重点的かつ継続的に特別監査を実施すること。

(ア) 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき

(イ) 最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき

(ウ) 指導監査における問題点の是正改善がみられないとき

(エ) 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき

(2) 指導監査計画等

ア 一般監査

保護施設に対する一般監査の実施に当たっては、監査方針、実施時期及び具体的方法等について実施計画を策定するなど、計画的に実施すること。

なお、実施計画を策定するなど、指導監査の実施につき検討する場合には、前年度の指導監査の結果等を勘案して当該年度の重点事項を定め、その効果的実施について十分留意すること。

イ 特別監査

特別監査は、不正又は著しい不当、最低基準違反等の問題を有する保護施設を対象として随時実施すること。

(3) 指導監査の連携

施設と法人の運営は相互に密接な関係を有するものであることから、施設監査は法人監査における指摘事項を把握した上で実施することが望ましいこと。

(4) 指導監査の実施通知

都道府県、指定都市及び中核市は、指導監査の対象となる保護施設を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該保護施設に通知するものとする。

ア 指導監査の根拠規定

イ 指導監査の日時及び場所

ウ 監査担当者

エ 準備すべき書類等

3 指導監査後の措置

(1) 指導監査結果の通知等

指導監査の終了後は、施設長等関係職員の出席を求め、指導監査の結果及び改善を要すると認められた事項について講評及び指示を行うものとし、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

(2) 改善報告書の提出

文書で指示した事項については、期限を附して具体的改善措置状況を示す資料の提出を求めること。

また、必要に応じ監査担当者を派遣してその改善状況を確認すること。

(3) 改善命令等

上記(1)の指導監査結果通知の事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の内容に応じ、生活保護法第45条の規定に基づき改善命令等所要の措置を講ずること。

4 指導監査結果の報告等

都道府県、指定都市及び中核市が実施した各年度の監査結果については、別に定める様式によりこれを提出すること。

保護施設指導監査事項

主眼事項	着 眼 点
<p>第1. 適切な入所者 処遇の確保</p> <p>1. 入所者処遇の 充実</p>	<p>施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。</p> <p>施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。</p> <p>(1) 処遇計画は、適切に策定されているか。</p> <p>ア 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。</p> <p>また、処遇計画は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえた上で策定され、必要に応じて見直しが行われているか。</p> <p>イ 処遇計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを 得て策定され、かつその実践に努めているか。</p> <p>ウ 入所者の処遇記録等は整備されているか。</p> <p>エ 身体拘束や権利侵害等が行われていないか。</p> <p>(2) 機能訓練は、必要な者に対して適切に行われているか。</p> <p>(3) 適切な給食を提供するよう努めているか。</p> <p>ア 必要な栄養所要量が確保されているか。</p> <p>イ 嗜好調査、残食(菜)調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。</p> <p>ウ 検食は、適切な時間に行われているか。(原則として食事前となっているか。)</p> <p>また、各職種職員の交替により実施されているか。</p> <p>エ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。</p> <p>オ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。 (特に夕食時間は早くても17時以降となっているか。)</p> <p>カ 保存食は、一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保管されているか。</p> <p>また、原材料についてもすべて保存されているか。</p> <p>キ 食器類の衛生管理に努めているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
	<p>ク 給食関係者の検便は適切に実施されているか。</p> <p>(4) 適切な入浴等の確保がなされているか。 入所者の入浴又は清拭（しき）は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。</p> <p>(5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。 排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。 また、換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。</p> <p>(6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。 起床後着替えもせず寝巻きのままとなっていないか。</p> <p>(7) 医学的管理は、適切に行われているか。 ア 定期的健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。 感染症等の予防対策は、適切に行われているか。 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じているか。 イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。（必要な日数、時間が確保されているか。）また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。 ウ 急病等の場合の緊急連絡体制が整備されているか。 また、医療機関との長期的な協力体制が確立されているか。</p> <p>(8) レクリエーションの実施等が適切になされているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
<p>2. 入所者の生活環境等の確保</p> <p>3. 自立、自活等への支援援助</p>	<p>(9) 家族との連携に積極的に努めているか。 また、入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。 居宅生活への移行が期待できる者や通所事業の実施に当たっては、実施機関及び家族との連携を図るなど適切に対応されているか。</p> <p>(10) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p> <p>(11) 実施機関との連携が図られているか。 入所者の入退所及び処遇計画策定の際に、必要に応じ実施機関との連携を図っているか。</p> <p>施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。 ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。 また、障害に応じた配慮がなされているか。 イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。 ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。 エ 各居室、便所等必要な場所にカーテン等が設置され、入所者のプライバシーが守られるよう配慮されているか。 オ 居室、便所等必要な場所にナースコールが設置され、円滑に作動するか。</p> <p>入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。</p> <p>(1) 救護・更生施設関係 ア 機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練や作業は、入所者の状況に即した自立支援のための計画が作成され適切に実施されているか。 イ 施設からの退所が可能な者について、保護の実施機関と調整の上、他法他施策の活用が検討されているか。 ウ 入所者の個別の状況の変化等について、保護の実施機関に随時連絡が行われているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
<p>第2. 社会福祉施設運営の適正実施の確保</p> <p>1. 施設の運営管理体制の確立</p>	<p>(2) 授産施設関係</p> <p>ア 利用者ごとの自立支援のための計画と実施方法を組織的に検討し、適切に実施されているか。</p> <p>イ 作業環境、安全管理は適切に行われているか。</p> <p>ウ 作業の内容、作業時間は入所者の身体的状況等を勘案した適正なものとなっているか。また、作業能力評価が適切に行われ、必要に応じ授産科目の見直し等が行われているか。</p> <p>エ 利用者の作業記録が適切に記録されているか。</p> <p>オ 授産事業に係る収入・支出は、授産事業会計により適正に処理されているか。</p> <p>カ 工賃の支払いは適正に行われているか。</p> <p>健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。</p> <p>(1) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。</p> <p>(2) 必要な諸規程は、整備されているか。 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。</p> <p>(3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。</p> <p>(4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。 ア 通所事業等を実施する施設にあつては、指導員等の加配が行われているか。 イ 各種加算に見合う職員が配置されているか。</p> <p>(5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。</p> <p>(6) 施設長に適任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。 イ 施設長は専任者が確保されているか。 施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
<p>2. 必要な職員の確保と職員処遇の充実</p>	<p>(7) 生活指導員の資格要件は満たされているか。</p> <p>(8) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。</p> <p>(9) 施設設備は、適正に整備されているか。 また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。</p> <p>(10) 運営費は適正に運用され、また弾力運用も別途通知に基づき適正に行われているか。</p> <p>(11) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。</p> <p>(12) その他の施設運営に関する事項 ア 施設運営に関する自主的内部点検が行われているか。 イ 市町村、保健所、医療機関、社会福祉協議会等との連携は、適切に行われているか。</p> <p>(1) 適切な給与水準の確保 ア 給与水準は、施設所在地の地方公共団体等の給与水準を勘案する等妥当なものとなっているか。 イ 施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて高額となっていないか。 ウ 給与規程に初任給格付基準表、前歴換算表、標準職務表が整備され、給与格付、昇格、昇給、各種諸手当の支給は適正に行われているか。 また、非常勤職員等に対する雇用契約、賃金の支払い等が適正に行われているか。</p> <p>(2) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。 ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 イ 週40時間の労働時間が守られているか。 ウ 各種休暇等の取扱いは、適切に行われているか。 エ 夜勤、宿日直の取扱いは、適切に行われているか。 オ 介護員等の夜間勤務を行う者について、長時間勤務の解消について努力しているか。 カ 職員への健康管理は、適正に実施されているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
<p>3. 防災対策の充実強化</p>	<p>なお、前年度又は当該年度において、労働基準法等関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。</p> <p>(3) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。 ア 職員の所掌業務が明確にされ、それが有機的に機能しているか。 イ 専門職員、非常勤職員等各種の職員の組み合わせによるなど効率的な業務体制を確立するよう努めているか。 ウ 介護機器、業務省力化機器の導入及び業務の外部委託の推進等による業務の省力化に努めているか。</p> <p>(4) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。 ア 施設内研修及び外部研修への参加が計画的に行われているか。 イ 介護福祉士等の資格取得について配慮しているか。</p> <p>(5) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。 ア 職員の計画的な採用に努めているか。 また、養成施設に対する働きかけは積極的に行われているか。 イ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。 ウ 職員に対するレクリエーションの実施など士気高揚策の充実に努めているか。</p> <p>防災対策について、その充実強化に努めているか。 ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。 イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。 ウ また、非常食等の必要な物資が確保されているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
	<p>エ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。</p> <p>なお、前年度又は当該年度において、消防法関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。</p>

連 絡 事 項

1 平成21年度生活保護法施行事務監査に係る事前打合せについて

平成21年度「事前打合せ」については、以下の日程で開催する予定であるのでご了承ください。

なお、各都道府県・指定都市ごとの日程等詳細については、別途調整の上、通知する。

① 実施時期

4月14日（火）、15日（水）、16日（木）の3日間 <予定>

② 提出資料

1. 管内福祉事務所の保護動向（別紙1）

2. 監査の実施結果（別紙2）

3. 参考資料

（1）管内の保護動向を分析した資料

（2）平成21年度の本庁監査実施要綱及び本庁実施方針

（前年度との変更部分に下線を引いたものを用意願います。）

（3）平成20年度に本庁が実施した、次に該当する福祉事務所の監査結果の「通知文（写）」

① 平成19年度に厚生労働省が監査を行った福祉事務所

② 上記を除き管内における大規模上位2福祉事務所

③ 別紙2の本庁の評価が「D」、「E」に該当する福祉事務所

（4）上記③の福祉事務所いずれか1ヶ所について、次に該当する資料

① 平成20年度監査資料（事前提出分）

② ヒアリング内容が分かる資料

③ 確認監査を実施していればその結果が分かる資料

2 平成21年度各種研修等日程（予定）

平成21年度における生活保護法施行事務監査関係の研修等を別紙3のとおり予定しているため、関係職員の参加について特段の配慮を願いたい。

(別紙2)

2. 監査の実施結果(全福祉事務所分)

福祉事務所		年度		18年度		19年度		20年度	
		指摘数/ ケース検討 数							
	文書指摘率	%		%		%			
	評 価								
	指摘数/ ケース検討 数								
	文書指摘率	%		%		%			
	評 価								
	指摘数/ ケース検討 数								
	文書指摘率	%		%		%			
	評 価								
	指摘数/ ケース検討 数								

- (注) 1 上記内容がわかる指導台帳等による提出も可能であること。
 2 本表には過去3年間に厚生労働省監査及び都道府県、政令指定都市が行った監査結果通知により文書(個別ケースの指摘は除く。)で指摘した事項を記入すること。
 3 評価欄には本庁において、福祉事務所の実施水準を評価していれば記入すること。また評価方法に基準、マニュアル等がある場合には添付すること。
 4 厚生労働省監査は、評価欄に「厚」を記入すること。

平成21年度各種研修等日程(予定)

	研修等種別	開催期間	主催	開催地
生活保護関係	新任査察指導員基礎研修会	5月11日(月) ～ 5月15日(金)	厚生労働省	未定 (首都圏)
	生活保護指導職員リーダー研修	5月25日(月) ～ 5月29日(金)	同上	同上
	生活保護担当ケースワーカー 全国研修会	6月17日(水) ～ 6月19日(金)	同上	東京都
	生活保護自立支援研修担当 育成研修	7月15日(水) ～ 7月17日(金)	国立保健医療科学院	埼玉県 (和光市)
	福祉事務所長研修	7月22日(水) ～ 7月24日(金)	同上	同上
	全国生活保護査察指導員研究 協議会	8月26日(水) ～ 8月28日(金)	厚生労働省	東京都
	生活保護指導監督職員研修	9月9日(水) ～ 9月11日(金)	国立保健医療科学院	埼玉県 (和光市)

参 考 资 料

1 指導監査の実施状況

(1) 厚生労働省及び都道府県・指定都市が実施した指導監査の状況（平成19年度）

区 分		都道府県・ 指定都市数	福祉事務所数	ケース検討数 (被保護世帯数)
監査対象数 A		64 県市	1,248か所	1,105,275件
監 査 実 施 数	厚生労働省	64 県市	77か所	4,295件
	県・市	—	1,166か所	54,787件
	合計 B	64 県市	1,243か所	59,082件
実施率 B/A		100.0%	99.6%	5.3%

資料：平成19年度監査資料、監査実施結果報告

「監査対象数A」の（被保護世帯数）は生活保護速報による。

(2) 厚生労働省が実施した指導監査結果に基づく主な問題点（平成19年度）

都道府県・ 指定都市本庁	問題点	か所	%
		51	79.7
福 祉 事 務 所	・管内福祉事務所の実施体制の整備・確保	18	28.1
	・自動車保有ケースに対する指導の徹底	5	7.8
	・課税状況調査の実施		
	保護の適正実施の推進		
	・病状把握及び就労指導の徹底	59	76.6
	・扶養能力調査	49	63.6
	・訪問調査活動	47	61.0
	・収入申告書の徴取	13	16.9
	・他法他施策の活用	13	16.9
	・課税状況調査	12	15.6
	・63条及び78条の適正な実施	11	14.3
	・関係先調査の実施	6	7.8
組織的な運営管理の推進			
・査察指導機能及び組織的運営管理の充実強化	42	54.5	
・実施体制の整備	16	20.8	

資料：平成19年度厚生労働省監査結果

(注) 都道府県・指定都市本庁指摘率=か所/64

福祉事務所指摘率=か所/77

(3) 福祉事務所に対する指摘事項 (平成19年度)

①主眼事項・着眼点別改善指示事項 (その1)

指摘事項	厚生労働省監査分			都道府県・市監査分			合計			指摘率 (%)
	郡部	市部	計	郡部	市部	計	郡部	市部	計	
I 保護の適正実施の推進	5	70	75	125	653	778	130	723	853	68.6
1 保護の相談、申請、開始段階における 助言、指導及び調査の徹底	2	50	52	39	185	224	41	235	276	22.2
(1) 面接相談時における適切な対応	0	3	3	1	24	25	1	27	28	2.3
(2) 適切な事務処理	0	1	1	12	55	67	12	56	68	5.5
(3) 保護開始時における調査	0	6	6	12	88	100	12	94	106	8.5
(4) 扶養義務履行の指導	2	48	50	24	74	98	26	122	148	11.9
(5) 関係機関等との連携	0	0	0	1	2	3	1	2	3	0.2
2 保護受給中における指導援助の推進	5	67	72	108	643	751	113	710	823	66.2
(1) 権利、義務の周知徹底	0	0	0	0	31	31	0	31	31	2.5
(2) 資産及び収入の把握	2	26	28	56	274	330	58	300	358	28.8
(3) 年金等の受給資格の確認	0	11	11	43	233	276	43	244	287	23.1
(4) 扶養能力調査の実施	2	48	50	68	340	408	70	388	458	36.8
(5) 処遇方針の設定	1	39	40	19	126	145	20	165	185	14.9
(6) 訪問調査活動の充実	3	52	55	63	365	428	66	417	483	38.9
(7) 就労阻害要因の把握	3	48	51	43	241	284	46	289	335	27.0
(8) 個別具体的な指導援助の充実	4	57	61	19	161	180	23	218	241	19.4
(9) 関係機関との連携及び社会資源等の活用	0	1	1	11	24	35	11	25	36	2.9
(10) 自立助長ケースの選定	0	0	0	1	8	9	1	8	9	0.7
3 適正な保護の決定事務の確保	0	16	16	35	207	242	35	223	258	20.8
最低生活費の認定、加算、控除等の決定事務の適正処理	0	16	16	36	201	237	36	217	253	20.4
4 不正受給防止対策等の推進	0	17	17	10	56	66	10	73	83	6.7
(1) 収入申告内容の確認等の状況	0	5	5	10	58	68	10	63	73	5.9
(2) 不正受給ケースに対する措置	0	11	11	1	3	4	1	14	15	1.2
(3) 不正受給等の原因分析及び再発防止対策	0	8	8	0	0	0	0	8	8	0.6
II 医療扶助の適正運営の確保	0	12	12	38	275	313	38	287	325	26.1
(1) 医療扶助受給者に対する指導援助の状況	0	0	0	18	127	145	18	127	145	11.7
(2) レセプトの点検・活用	0	0	0	3	43	46	3	43	46	3.7
(3) 移送給付等の状況	0	0	0	7	43	50	7	43	50	4.0
(4) 嘱託医等の配置及び活動状況	0	1	1	0	8	8	0	9	9	0.7
(5) 本庁への協議技術的助言の要請状況	0	0	0	0	7	7	0	7	7	0.6
(6) 他法他施策の活用及び関係機関との連携	0	11	11	17	106	123	17	117	134	10.8
(7) 頻回受診者に対する適正受診指導状況	0	2	2	12	51	63	12	53	65	5.2
(8) 医療扶助の例外的給付(入院日数180日超)	0	1	1	2	17	19	2	18	20	1.6

(その2)

指摘事項	厚生労働省監査分			都道府県・市監査分			合計			指摘率 (%)
	郡部	市部	計	郡部	市部	計	郡部	市部	計	
Ⅲ 介護扶助の適正運営の確保	0	0	0	54	6	60	54	6	60	4.8
(1) 介護扶助受給者に対する指導援助の状況	0	0	0	11	3	14	11	3	14	1.1
(2) 介護給付費の点検等	0	0	0	12	2	14	12	2	14	1.1
(3) 福祉用具及び住宅改修の給付状況	0	0	0	7	0	7	7	0	7	0.6
(4) 介護施設入所者基本生活費等給付	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0.1
(5) 本庁への技術的助言の要請状況	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0.1
(6) 他法他施策の活用及び関係機関との連携	0	0	0	33	2	35	33	2	35	2.8
Ⅳ 福祉事務所における入所措置等の適正実施の確保	0	0	0	10	1	11	10	1	11	0.9
(1) 適正な入所措置事務等の確保	0	0	0	3	0	3	3	0	3	0.2
(2) 適正な保護の決定事務の確保	0	0	0	7	1	8	7	1	8	0.6
Ⅴ 組織的な運営管理の推進	3	59	62	392	35	427	395	94	489	39.3
1 計画的な運営管理の推進	1	45	46	99	7	106	100	52	152	12.2
(1) 理事者等の現状認識	1	40	41	30	0	30	31	40	71	5.7
(2) 処遇困難ケースに対する組織的取組	0	10	10	21	4	25	21	14	35	2.8
(3) 運営の方針及び事業計画の状況	0	0	0	5	0	5	5	0	5	0.4
(4) 自主的內部点検及び適正化対策事業 の実施及び活用状況	0	0	0	36	1	37	36	1	37	3.0
(5) ケース診断会議の活用状況	0	25	25	22	3	25	22	28	50	4.0
2 査察指導機能の充実	3	59	62	191	21	212	194	80	274	22.0
(1) 現業活動の掌握体制の確保	0	11	11	76	9	85	76	20	96	7.7
(2) 訪問の進行管理等	1	44	45	106	14	120	107	58	165	13.3
(3) ケース審査及び助言、指導	3	55	58	75	6	81	78	61	139	11.2
(4) 処遇困難ケースへの対応	0	1	1	8	1	9	8	2	10	0.8
3 実施体制の確保	0	30	30	203	16	219	203	46	249	20.0
(1) 職員の配置状況	0	23	23	126	3	129	126	26	152	12.2
(2) 面接相談体制の状況	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0.1
(3) 経理事務の処理状況	0	8	8	70	11	81	70	19	89	7.2
(4) ケース記録等事務処理の管理状況	0	1	1	27	5	32	27	6	33	2.7
Ⅵ 福祉事務所の実情に応じた重点的な指導	1	3	4	105	19	124	106	22	128	10.3
(1) 福祉事務所の実情に応じた取組状況	0	0	0	27	1	28	27	1	28	2.3
(2) 暴力団関係者ケースに対する調査、指導	0	0	0	8	0	8	8	0	8	0.6
(3) 自動車保有ケースに対する調査、指導	1	3	4	79	18	97	80	21	101	8.1

(注) 1 本表は厚生労働省及び都道府県・指定都市の監査結果通知において、着眼点(カッコ数字)ごとに指摘した福祉事務所の延べ数を主眼事項(Ⅰ-Ⅰ～Ⅵ)ごとに各事項で指摘した福祉事務所数の実数を記載したものである。

$$2 \text{ 指摘率} = \frac{\text{指摘を受けた福祉事務所数}}{\text{厚生労働省監査実施事務所数77箇所} + \text{都道府県・指定都市本庁一般監査実施事務所数1,166箇所}} \times 100$$

②ケース検討結果の指導指示の状況

厚生労働省及び都道府県・指定都市のケース検討結果の指導指示状況

(平成19年度実施分)

	総数	厚生労働省 監査	都道府県・指定都市監査			
			一般監査	特別指導監査	小計	
ケース検討数(A)	件 59,082	件 4,295	件 49,126	件 5,661	件 54,787	
文書指導・指示ケース数(B)	件 17,755	件 2,468	件 12,461	件 2,826	件 15,287	
指導・指示率(B/A)	% 30.1	% 57.5	% 25.4	% 49.9	% 27.9	
指導 指示 事項	処遇方針の樹立	件 257 (1.0)	件 0 (0.0)	件 225 (1.1)	件 32 (1.1)	件 257 (1.1)
	資産の把握・活用	1,651 (6.1)	223 (4.9)	1,245 (6.3)	183 (6.5)	1,428 (6.4)
	扶養能力調査	4,831 (17.9)	740 (16.3)	3,621 (18.5)	470 (16.6)	4,091 (18.2)
	他法他施策の活用	3,346 (12.4)	440 (9.7)	2,542 (13.0)	364 (12.9)	2,906 (12.9)
	最低生活費の算定	1,426 (5.3)	151 (3.3)	1,132 (5.8)	143 (5.1)	1,275 (5.7)
	収入認定	3,276 (12.1)	462 (10.2)	2,443 (12.5)	371 (13.1)	2,814 (12.5)
	病状把握	2,988 (11.1)	544 (12.0)	2,175 (11.1)	269 (9.5)	2,444 (10.9)
	稼働能力の活用	629 (2.3)	180 (4.0)	388 (2.0)	61 (2.2)	449 (2.0)
	指導・指示の徹底	2,491 (9.2)	601 (13.2)	1,575 (8.0)	315 (11.1)	1,890 (8.4)
	訪問による実態把握	5,229 (19.4)	1,071 (23.6)	3,612 (18.4)	546 (19.3)	4,158 (18.5)
	その他	865 (3.2)	130 (2.9)	663 (3.4)	72 (2.5)	735 (3.3)
	合計	26,989 (100.0)	4,542 (100.0)	19,621 (100.0)	2,826 (100.0)	22,447 (100.0)

(注) ()内の数字は、合計に対する構成割合

資料:平成19年度監査実施結果報告、平成19年度厚生労働省監査結果

③都道府県・指定都市別ケース検討結果表(都道府県・指定都市実施分)

(その1)

区分	検討総数 A	指導・ 指示数 B	指導・ 指示率 B/A	実調数	1 処遇 方針	2 世帯 認定	3 資産		4 扶養	5 他法他施策				6 最低生活費		
							ア 資産 把握	イ 資産 活用		ウ 自立 支援 法	エ 福祉 各法	オ 社会 保険	カ その他	キ 基 準 生 活 費	ク 加 算	ケ そ の 他
北海道	1,532	519	33.9	0	1	7	53	18	159	31	9	17	1	4	15	18
青森県	967	174	18.0	23	1	2	4	4	39	11	16	29	3	4	12	3
岩手県	616	218	35.4	2	3	8	24	8	40	9	2	5	19	5	8	11
宮城県	509	166	32.6	0	4	9	9	1	15	7	3	12	0	5	8	1
秋田県	675	267	39.6	0	3	2	19	15	74	5	9	27	2	26	2	5
山形県	299	97	32.4	19	0	1	1	2	18	2	0	1	0	6	4	0
福島県	728	173	23.8	71	0	2	17	8	35	6	3	35	0	2	2	1
茨城県	1,010	331	32.8	1	0	4	10	10	51	32	2	56	6	20	39	7
栃木県	725	192	26.5	0	0	2	11	7	41	1	4	0	0	15	8	3
群馬県	469	205	43.7	4	0	2	29	10	50	15	8	28	5	5	8	5
埼玉県	2,053	464	22.6	0	1	2	2	11	61	12	6	27	5	7	18	34
千葉県	1,473	624	42.4	0	1	3	20	12	218	40	14	87	0	53	18	6
東京都	3,164	6	0.2	64	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3	1
神奈川県	1,254	267	21.3	0	1	1	22	2	29	28	12	62	0	5	12	5
新潟県	295	91	30.8	0	7	2	2	3	11	4	3	10	1	15	5	3
富山県	196	26	13.3	10	1	0	1	0	2	0	0	0	0	6	4	2
石川県	259	73	28.2	0	0	0	5	2	19	0	0	1	0	6	0	3
福井県	238	56	23.5	16	0	1	8	1	20	0	0	0	2	3	2	0
山梨県	209	50	23.9	0	6	0	4	1	9	1	0	12	1	7	0	4
長野県	468	227	48.5	0	24	9	34	17	75	3	2	13	0	13	1	7
岐阜県	386	220	57.0	9	40	11	27	8	88	13	10	17	4	0	13	0
静岡県	530	170	32.1	11	0	4	9	4	65	20	17	23	0	4	9	2
愛知県	1,171	283	24.2	20	5	1	4	0	55	18	17	57	0	11	11	6
三重県	754	110	14.6	0	6	1	10	3	17	2	6	4	1	2	1	1
滋賀県	420	227	54.0	17	0	0	12	0	46	16	2	6	0	6	2	2
京都府	426	270	63.4	37	1	3	19	6	108	13	7	18	1	12	13	3
大阪府	1,814	448	24.7	0	14	0	5	2	112	20	0	20	0	9	4	0
兵庫県	1,389	443	31.9	13	0	4	16	2	137	23	7	52	0	7	12	1
奈良県	557	114	20.5	0	1	1	2	1	11	6	17	2	0	1	2	0
和歌山県	552	376	68.1	25	10	3	19	11	117	35	7	75	1	16	20	1
鳥取県	210	85	40.5	7	0	3	7	3	11	1	7	11	2	6	3	8
島根県	223	102	45.7	2	1	3	8	2	17	4	5	8	0	6	1	1
岡山県	660	238	36.1	0	1	2	11	2	32	17	5	23	5	8	14	7
広島県	841	621	73.8	6	4	37	99	64	220	35	62	112	5	17	22	22
山口県	638	128	20.1	16	1	0	7	5	7	19	19	24	4	3	19	1
徳島県	452	84	18.6	0	5	2	0	1	39	1	0	13	0	3	0	0
香川県	327	179	54.7	0	0	1	2	3	64	13	11	19	1	5	2	0
愛媛県	595	209	35.1	0	2	3	7	13	56	13	7	67	7	2	3	1
高知県	1,248	558	44.7	3	8	12	8	6	284	25	4	23	1	10	3	8
福岡県	2,128	328	15.4	0	14	4	1	5	35	18	7	34	1	7	17	1
佐賀県	354	63	17.8	4	6	0	1	6	9	2	0	2	0	0	0	0
長崎県	760	350	46.1	0	0	2	23	37	119	7	5	20	6	3	3	1
熊本県	642	218	34.0	3	1	2	12	5	110	9	3	11	2	1	4	1
大分県	492	214	43.5	72	0	1	4	0	82	5	5	31	0	1	1	1
宮崎県	559	160	28.6	0	2	11	4	3	15	5	1	10	0	4	2	1
鹿児島県	1,164	344	29.6	53	0	2	14	13	112	10	10	11	6	3	11	0
沖縄県	1,076	451	41.9	29	0	9	35	15	168	11	7	47	1	60	7	9
札幌市	1,920	436	22.7	0	36	11	28	26	87	10	4	38	4	18	16	9
仙台市	531	371	69.9	0	0	1	24	5	144	17	11	30	1	6	5	2
さいたま市	698	248	35.5	0	0	5	7	6	63	5	17	9	14	17	13	4
千葉市	439	158	36.0	10	0	0	13	1	50	9	6	6	0	6	6	1
横浜市	1,807	397	22.0	0	4	4	48	17	40	38	2	39	4	2	21	15
川崎市	875	133	15.2	11	20	5	60	4	79	28	25	44	0	25	5	1
新潟市	217	119	54.8	0	0	1	5	2	28	4	1	4	0	1	0	2
静岡市	281	63	22.4	2	0	0	9	4	18	2	2	2	0	2	2	0
浜松市	109	68	62.4	0	0	1	5	1	19	2	5	2	0	4	1	0
名古屋市	1,096	375	34.2	58	6	0	64	13	118	27	1	61	0	3	8	3
京都市	2,264	179	7.9	34	0	4	13	2	20	13	8	14	0	4	10	22
大阪市	2,086	712	34.1	0	0	11	30	6	149	33	6	23	1	13	12	4
堺市	875	91	10.4	12	4	3	1	0	18	1	3	4	0	0	1	0
神戸市	1,029	188	18.3	0	9	1	17	7	49	17	4	23	2	0	2	0
広島市	1,229	237	19.3	0	0	2	9	2	30	7	14	33	0	1	14	2
北九州市	653	53	8.1	75	3	0	0	0	17	1	0	1	0	0	2	0
福岡市	1,171	240	20.5	60	0	1	5	0	60	18	5	36	1	3	5	2
合計	54,787	15,287	27.9	799	257 (1.1)	229 (1.0)	980 (4.4)	448 (2.0)	4,091 (18.2)	800 (3.6)	455 (2.0)	1,531 (5.8)	120 (0.5)	520 (2.3)	491 (2.2)	264 (1.2)

(注) ()内は、指導指示総数に対する構成割合

資料：平成19年度監査実施結果報告

(その2)

7 収入認定				8 保護の決定	9 病状把握			10 稼働		11 指導指示				12 生活実態	13 関係機関連携	合計
コ 収入申告書	サ 内容検討	シ 控除	ス その他		セ 就労指導可否	ソ 療養指導要否	タ その他	チ 稼働の実態	ツ 稼働能力活用	テ 就労指導	ト 療養指導	ナ 検診命令	ニ その他			
51	12	7	17	5	80	29	12	6	13	68	1	3	11	93	3	744
13	11	3	12	3	4	3	7	1	0	15	0	0	2	10	0	212
46	3	1	14	3	18	11	0	0	0	15	9	1	2	64	1	330
17	20	2	1	1	29	3	0	1	3	18	0	4	0	30	1	204
25	7	1	2	4	18	5	5	1	15	31	2	0	12	74	3	394
18	3	0	0	3	7	0	8	0	5	12	0	1	0	38	0	130
32	3	0	0	5	14	3	11	2	4	15	1	2	2	40	0	245
37	18	18	4	12	33	3	13	0	2	35	3	3	6	29	2	455
8	21	2	1	1	4	0	1	0	2	26	2	2	28	59	2	251
38	5	2	10	7	3	6	12	1	1	3	1	0	10	33	0	297
60	9	4	4	1	99	28	19	0	0	15	1	3	9	159	0	597
87	43	33	3	3	58	16	3	1	12	40	3	6	13	148	10	951
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
23	24	0	5	3	10	8	4	0	2	4	2	1	0	82	1	348
12	7	1	4	2	6	5	1	0	0	6	2	0	0	17	0	129
10	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	30
4	3	0	2	2	3	0	0	0	1	6	0	0	0	35	3	95
5	4	1	2	14	0	1	0	0	0	1	0	0	0	18	0	83
9	1	0	1	2	2	0	5	0	0	2	0	1	7	8	0	83
40	5	2	6	5	25	3	12	1	4	9	3	0	4	43	10	370
16	4	3	6	41	17	9	3	1	2	7	0	3	4	53	1	401
5	9	0	3	6	7	0	1	1	1	6	1	0	2	18	0	217
25	9	3	3	2	17	6	11	0	3	14	1	0	15	65	3	362
7	7	0	3	3	6	1	7	0	5	7	0	2	5	34	2	143
29	3	0	2	3	26	2	1	0	5	19	5	2	9	140	1	339
28	16	14	1	7	35	4	12	3	22	21	0	4	11	101	2	485
28	16	3	0	4	32	8	7	2	18	40	2	5	4	212	7	574
74	11	2	2	2	20	17	9	3	6	25	8	5	3	150	2	600
22	2	0	1	0	9	0	3	1	0	10	0	0	0	59	0	151
47	30	2	2	3	64	65	21	1	20	74	1	2	29	85	10	771
12	5	6	5	0	6	5	9	0	1	6	1	0	3	21	0	142
6	12	11	1	1	12	2	20	0	1	0	0	0	2	23	3	150
63	24	4	8	4	22	1	5	0	1	8	1	0	0	129	0	397
93	74	12	56	111	59	41	20	14	17	60	5	4	93	186	4	1,548
9	4	13	2	2	7	5	0	0	0	0	0	1	0	6	1	159
1	2	0	1	0	10	0	2	0	0	18	0	0	0	3	0	101
11	6	0	1	2	43	6	7	0	8	31	1	5	3	63	6	314
2	0	0	1	0	11	18	40	10	7	12	6	0	1	7	4	300
84	8	1	1	3	48	26	8	1	0	13	3	3	9	176	2	778
22	6	3	7	1	27	8	11	0	3	35	2	2	3	88	0	362
4	1	0	0	0	8	2	0	0	2	2	0	0	0	17	0	62
14	11	2	8	4	31	12	4	2	1	54	9	1	9	88	3	479
12	15	0	4	4	32	5	13	0	5	21	2	1	9	23	3	310
33	17	2	2	3	21	7	2	0	5	14	2	3	6	57	0	305
12	9	2	1	1	29	5	15	1	3	9	0	2	1	43	13	204
22	10	4	8	2	61	14	8	2	6	31	1	3	10	80	7	461
32	26	6	7	17	69	4	1	2	21	41	2	3	6	99	3	708
6	19	4	16	15	33	6	1	2	15	81	0	1	7	39	2	534
54	25	3	5	0	45	2	3	1	31	34	3	0	8	186	4	650
28	18	6	5	4	18	3	12	1	24	14	5	7	7	45	1	358
10	10	5	1	1	14	12	12	0	3	27	1	3	0	1	1	199
22	11	7	43	25	33	1	36	0	6	19	2	0	6	55	1	501
11	5	2	9	4	10	16	1	1	7	8	0	0	19	36	2	427
13	3	2	0	2	14	0	2	0	2	9	0	7	8	63	5	178
1	1	0	0	0	2	0	1	0	3	6	0	0	1	17	0	73
4	4	0	1	1	2	0	0	0	5	5	1	0	0	41	2	106
15	27	2	12	1	35	11	0	2	4	12	3	0	2	101	0	531
6	11	3	0	9	2	0	28	0	0	6	0	0	9	7	0	191
12	76	0	15	2	40	5	3	1	15	55	0	0	3	416	1	932
5	1	0	0	0	6	1	1	2	4	6	0	2	3	34	0	100
2	3	0	12	1	8	1	8	10	18	29	0	0	2	25	0	250
15	5	1	13	4	21	38	10	0	2	45	0	3	3	43	0	317
3	1	0	8	2	9	3	0	0	1	3	0	0	1	6	0	61
22	10	1	1	0	21	9	11	0	4	8	1	0	0	37	1	262
1,477 (6.6)	766 (3.4)	206 (0.9)	365 (1.6)	373 (1.7)	1,457 (6.5)	505 (2.2)	482 (2.1)	78 (0.3)	371 (1.7)	1,268 (5.6)	99 (0.4)	101 (0.4)	422 (1.9)	4,158 (18.5)	133 (0.6)	22,447 (100.0)

④都道府県・指定都市別訪問調査活動の状況

区分	総数						郡部					市部				
	検討 総数 A	問題 なし B			(A-B)/A (%)	検討 総数	問題 なし			検討 総数	問題 なし					
		1 訪問 計画	2 訪問 実績	3 目的 達成			1 訪問 計画	2 訪問 実績	3 目的 達成		1 訪問 計画	2 訪問 実績	3 目的 達成			
北海道	1,532	16	132	134	1,368	10.7	500	5	45	41	444	1,032	11	87	93	924
青森県	967	13	64	37	894	7.5	288	11	43	28	239	679	2	21	9	655
岩手県	616	6	101	78	485	21.3	174	1	17	22	152	442	5	84	56	333
宮城県	509	18	66	70	403	20.8	133	2	16	12	108	376	16	50	58	295
秋田県	675	0	74	0	601	11.0	78	0	6	0	72	597	0	68	0	529
山形県	299	0	32	42	257	14.0	72	0	0	0	72	227	0	32	42	185
福島県	728	10	60	268	457	37.2	138	0	5	41	96	590	10	55	227	361
茨城県	1,010	10	47	72	931	7.8	86	1	2	4	83	924	9	45	68	848
栃木県	725	9	67	65	644	11.2	103	1	3	4	98	622	8	64	61	546
群馬県	469	39	69	71	368	21.5	50	14	13	15	27	419	25	56	56	341
埼玉県	2,053	77	368	229	1,583	22.9	283	8	62	41	209	1,770	69	306	188	1,374
千葉県	1,438	16	141	144	1,303	9.4	101	1	11	9	88	1,337	15	130	135	1,215
東京都	3,164	3	481	62	2,618	17.3	34	0	2	2	30	3,130	3	479	60	2,588
神奈川県	1,254	0	81	68	1,172	6.5	123	0	6	6	116	1,131	0	75	62	1,056
新潟県	295	45	89	84	179	39.3	36	2	3	9	23	259	43	86	75	156
富山県	196	1	23	16	171	12.8	13	0	1	0	12	183	1	22	16	159
石川県	259	5	40	29	215	17.0	50	0	1	1	48	209	5	39	28	167
福井県	238	4	34	14	195	18.1	40	1	1	1	37	198	3	33	13	158
山梨県	209	7	21	22	186	11.0	19	0	0	1	18	190	7	21	21	168
長野県	468	26	64	46	328	29.9	103	7	23	10	60	365	19	41	36	268
岐阜県	386	20	66	76	307	20.5	47	3	15	17	30	339	17	51	59	277
静岡県	530	8	136	74	387	27.0	75	1	32	13	42	455	7	104	61	345
愛知県	1,171	8	186	146	916	21.8	138	0	18	14	109	1,033	8	168	132	807
三重県	754	44	126	105	479	36.5	76	1	8	6	61	678	43	118	99	418
滋賀県	420	2	139	139	281	33.1	54	0	19	19	35	366	2	120	120	246
京都府	426	27	102	57	287	32.6	61	1	16	11	39	365	26	86	46	248
大阪府	1,814	15	425	267	1,314	27.6	56	0	19	5	0	1,758	15	406	262	1,314
兵庫県	1,389	12	175	158	1,201	13.5	108	0	6	4	102	1,281	12	169	154	1,099
奈良県	557	16	119	89	408	26.8	112	2	20	16	88	445	14	99	73	320
和歌山県	552	36	44	135	337	38.9	150	14	1	131	4	402	22	43	4	333
鳥取県	210	2	24	20	186	11.4	54	0	7	4	47	156	2	17	16	139
島根県	223	0	8	31	192	13.9	24	0	0	3	21	199	0	8	28	171
岡山県	660	7	211	159	437	33.8	43	1	11	5	32	617	6	200	154	405
広島県	841	178	202	203	484	42.4	75	13	16	18	43	766	165	186	185	441
山口県	638	1	25	24	612	4.1	45	0	0	0	45	593	1	25	24	567
徳島県	452	3	7	76	373	17.5	82	0	1	12	69	370	3	6	64	304
香川県	327	9	79	71	222	32.1	75	2	6	8	65	252	7	73	63	157
愛媛県	595	2	43	23	546	8.2	93	0	4	2	87	502	2	39	21	459
高知県	1,248	6	176	132	1,072	14.1	189	0	34	20	155	1,059	6	142	112	917
福岡県	2,128	20	94	124	1,915	10.0	855	2	9	18	817	1,273	18	85	106	1,098
佐賀県	354	6	28	103	225	36.4	84	2	8	26	58	270	4	20	77	167
長崎県	555	8	97	86	423	23.8	65	1	5	2	60	490	7	92	84	363
熊本県	642	10	71	61	566	11.8	131	1	10	8	120	511	9	61	53	446
大分県	492	21	88	90	384	22.0	29	3	12	9	17	463	18	76	81	367
宮崎県	559	1	36	42	515	7.9	165	1	27	26	138	394	0	9	16	377
鹿児島県	1,164	9	91	25	1,053	9.5	354	4	18	25	327	810	5	73	0	726
沖縄県	1,076	23	150	295	320	70.3	232	2	13	58	63	844	21	137	237	257
札幌市	1,920	54	361	276	1,434	25.3	0	0	0	0	0	1,920	54	361	276	1,434
仙台市	531	117	305	317	136	74.4	0	0	0	0	0	531	117	305	317	136
さいたま市	698	27	182	182	516	26.1	0	0	0	0	0	698	27	182	182	516
千葉市	441	17	83	78	326	26.1	0	0	0	0	0	441	17	83	78	326
横浜市	1,807	139	443	511	1,161	35.7	0	0	0	0	0	1,807	139	443	511	1,161
川崎市	875	2	128	57	719	17.8	0	0	0	0	0	875	2	128	57	719
新潟市	217	37	84	81	66	69.6	0	0	0	0	0	217	37	84	81	66
静岡市	281	0	0	17	264	6.0	0	0	0	0	0	281	0	0	17	264
浜松市	109	5	22	43	62	43.1	0	0	0	0	0	109	5	22	43	62
名古屋市	1,096	70	211	195	828	24.5	0	0	0	0	0	1,096	70	211	195	828
京都市	2,264	1	103	51	2,154	4.9	0	0	0	0	0	2,264	1	103	51	2,154
大阪市	2,086	5	611	97	1,373	34.2	0	0	0	0	0	2,086	5	611	97	1,373
堺市	875	18	163	101	689	21.3	0	0	0	0	0	875	18	163	101	689
神戸市	1,029	166	362	242	605	41.2	0	0	0	0	0	1,029	166	362	242	605
広島市	1,229	214	265	251	907	26.2	0	0	0	0	0	1,229	214	265	251	907
北九州市	653	1	4	2	646	1.1	0	0	0	0	0	653	1	4	2	646
福岡市	1,171	0	27	27	1,135	3.1	0	0	0	0	0	1,171	0	27	27	1,135
合計	54,549	1,672	8,356	6,890	42,821	21.5	5,896	108	595	727	4,706	48,653	1,564	7,761	6,163	38,115

資料：平成19年度監査実施結果報告

(4) 都道府県・指定都市別同意書徴取状況

① 同意書の徴取状況

区分	申請件数 A	同意書の徴取数 B	同意書徴取率 B/A
北海道	7,493	7,368	98.3
青森県	2,389	2,387	99.9
岩手県	1,357	1,356	99.9
宮城県	1,062	858	80.8
秋田県	1,443	1,443	100.0
山形県	692	691	99.9
福島県	1,507	1,506	99.9
茨城県	2,118	2,110	99.6
栃木県	1,863	1,863	100.0
群馬県	1,125	1,121	99.6
埼玉県	5,529	5,502	99.5
千葉県	4,904	4,886	99.6
東京都	18,474	13,455	72.8
神奈川県	3,639	3,567	98.0
新潟県	686	685	99.9
富山県	289	288	99.7
石川県	645	610	94.6
福井県	304	303	99.7
山梨県	478	477	99.8
長野県	1,080	1,074	99.4
岐阜県	865	865	100.0
静岡県	1,167	1,157	99.1
愛知県	2,357	2,344	99.4
三重県	1,519	1,518	99.9
滋賀県	979	875	89.4
京都府	1,223	1,223	100.0
大阪府	9,872	9,866	99.9
兵庫県	3,899	3,862	99.1
奈良県	1,560	1,557	99.8
和歌山県	1,522	1,518	99.7
鳥取県	768	768	100.0
島根県	556	556	100.0
岡山県	2,376	2,375	100.0
広島県	1,753	1,671	95.3
山口県	1,516	1,511	99.7
徳島県	1,047	1,047	100.0
香川県	948	948	100.0
愛媛県	1,831	1,812	99.0
高知県	2,345	2,345	100.0
福岡県	4,861	4,861	100.0
佐賀県	714	680	95.2
長崎県	2,400	2,400	100.0
熊本県	2,145	2,098	97.8
大分県	1,711	1,711	100.0
宮崎県	1,588	1,524	96.0
鹿児島県	2,549	2,549	100.0
沖縄県	2,745	2,741	99.9
札幌市	4,643	4,643	100.0
仙台市	1,385	1,374	99.2
さいたま市	1,731	1,731	100.0
千葉市	1,868	1,868	100.0
横浜市	6,576	6,576	100.0
川崎市	2,835	2,638	93.1
新潟市	842	795	94.4
静岡市	500	500	100.0
浜松市	519	519	100.0
名古屋市	3,331	3,331	100.0
京都市	3,194	2,942	92.1
大阪市	15,188	14,247	93.8
堺市	2,207	2,205	99.9
神戸市	3,523	3,523	100.0
広島市	2,113	2,105	99.6
北九州市	1,937	1,931	99.7
福岡市	3,255	3,255	100.0
全国	169,540	162,115	95.6

(注) 申請件数は職権保護を除いた件数。

資料: 平成19年度監査実施結果報告書

②関係先調査の実施状況

	調査実 ケース数 A	調査延件数							一ケース当り 調査件数 B/A
		年金・手当	生命保険	金融機関	税務調査	雇用先	その他	計B	
北海道	7,237	2,152	121,573	110,872	2,802	269	1,496	239,164	33.0
青森県	2,388	1,193	35,613	27,556	1,629	106	1,233	67,330	28.2
岩手県	1,299	670	20,608	12,663	599	41	561	35,142	27.1
宮城県	1,049	403	16,784	8,448	123	1	225	25,984	24.8
秋田県	1,336	901	26,737	11,475	1,735	23	852	41,723	31.2
山形県	690	365	12,154	7,083	740	8	338	20,688	30.0
福島県	1,514	1,038	19,543	20,065	1,362	15	970	42,993	28.4
茨城県	2,120	1,776	24,552	20,589	1,106	33	786	48,842	23.0
栃木県	1,891	713	23,961	18,222	664	58	148	43,766	23.1
群馬県	1,083	820	16,738	11,057	987	13	358	29,973	27.7
埼玉県	5,519	4,576	69,470	69,488	4,515	71	473	148,593	26.9
千葉県	4,837	3,249	93,839	65,210	2,367	55	594	165,314	34.2
東京都	11,961	2,793	49,722	71,923	2,657	235	1,866	129,196	10.8
神奈川県	3,561	2,781	38,668	39,442	1,469	34	370	82,764	23.2
新潟県	644	336	9,112	6,992	471	27	177	17,115	26.6
富山県	285	115	4,756	3,640	155	5	25	8,696	30.5
石川県	647	506	6,496	4,923	281	6	71	12,283	19.0
福井県	538	263	5,337	3,382	231	1	275	9,489	17.6
山梨県	480	472	9,053	5,876	396	32	263	16,092	33.5
長野県	1,073	562	13,070	12,826	677	21	238	27,394	25.5
岐阜県	821	606	17,672	7,898	455	21	149	26,801	32.6
静岡県	1,173	1,036	18,273	11,323	625	19	62	31,338	26.7
愛知県	2,486	1,273	34,637	34,879	797	48	687	72,321	29.1
三重県	1,363	689	24,268	17,641	739	36	424	43,797	32.1
滋賀県	1,012	272	14,431	10,817	466	3	132	26,121	25.8
京都府	1,261	396	21,353	13,148	812	160	332	36,201	28.7
大阪府	9,437	3,698	119,856	126,693	3,080	19	392	253,738	26.9
兵庫県	4,001	3,496	51,368	52,509	3,924	51	2,314	113,662	28.4
奈良県	1,528	1,230	29,610	27,515	1,052	47	1,167	60,621	39.7
和歌山県	1,556	950	32,581	22,754	450	106	269	57,110	36.7
鳥取県	741	438	10,511	6,404	904	57	319	18,633	25.1
島根県	555	358	8,542	5,200	391	10	331	14,832	26.7
岡山県	2,257	1,306	48,823	29,155	2,871	68	619	82,842	36.7
広島県	1,708	1,503	31,302	18,151	875	42	484	52,357	30.7
山口県	1,497	1,191	28,286	20,669	1,098	36	307	51,587	34.5
徳島県	1,077	511	20,400	9,662	257	20	205	31,055	28.8
香川県	981	448	16,254	17,723	914	5	779	36,123	36.8
愛媛県	1,812	1,040	34,495	14,964	1,069	30	376	51,974	28.7
高知県	2,300	1,949	42,185	23,832	2,094	113	1,071	71,244	31.0
福岡県	4,823	2,438	65,823	43,506	3,037	154	847	115,805	24.0
佐賀県	729	361	11,083	7,958	299	10	157	19,868	27.3
長崎県	2,353	1,022	41,805	25,434	917	36	725	69,939	29.7
熊本県	2,053	1,459	34,937	17,423	2,421	102	863	57,205	27.9
大分県	1,688	1,030	34,314	15,031	2,734	29	700	53,838	31.9
宮崎県	1,581	1,269	28,418	18,871	869	59	1,485	50,971	32.2
鹿児島県	2,519	1,478	54,596	47,601	1,308	54	2,726	107,763	42.8
沖縄県	2,747	1,205	38,192	20,724	1,120	32	1,700	62,973	22.9
札幌市	4,550	340	103,508	103,424	213	22	141	207,648	45.6
仙台市	1,367	80	15,171	12,885	9	7	102	28,254	20.7
さいたま市	1,549	2,364	17,218	17,201	769	55	87	37,694	24.3
千葉市	1,902	631	17,096	19,211	382	16	51	37,387	19.7
横浜市	6,477	6,275	64,273	72,297	4,927	102	2,362	150,236	23.2
川崎市	2,854	1,347	22,556	24,386	1,496	42	86	49,913	17.5
新潟市	792	115	7,780	9,943	73	2	93	18,006	22.7
静岡市	530	546	9,966	7,396	10	3	44	17,965	33.9
浜松市	533	99	10,967	4,490	537	3	20	16,116	30.2
名古屋市	3,078	741	19,816	26,331	470	54	648	48,060	15.6
京都市	2,997	1,467	24,410	23,228	1,305	85	876	51,371	17.1
大阪市	12,470	6,153	103,394	114,529	13,126	35	147	237,384	19.0
堺市	2,103	323	34,761	24,567	1,242	7	117	61,017	29.0
神戸市	3,523	3,398	35,819	47,727	3,747	76	1,274	92,041	26.1
広島市	1,545	347	23,277	13,438	70	17	76	37,225	24.1
北九州市	1,899	1,954	53,874	45,206	1,911	87	321	103,353	54.4
福岡市	3,255	1,557	76,540	31,748	2,494	105	1,233	113,677	34.9
計	157,635	86,073	2,172,227	1,797,224	93,325	3,139	38,619	4,190,607	26.6

資料：平成19年度監査実施結果報告

(注)調査実ケース数は申請件数(「職権保護」及び「いわゆる住所不定者」を含まない)のうち関係先調査を行ったケース数である。

③ 訪問格付の状況

区分	郡部訪問格付別割合							市部訪問格付別割合						
	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	6ヵ月	12ヵ月	合計	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	6ヵ月	12ヵ月	合計
北海道	2.5	9.3	25.7	45.1	4.4	12.9	100.0	2.1	5.9	27.0	41.4	13.5	10.1	100.0
青森県	11.0	7.0	63.6	0.0	0.0	18.4	100.0	10.2	7.0	67.1	1.9	9.5	4.3	100.0
岩手県	12.9	24.5	45.6	0.0	17.1	0.0	100.0	7.3	14.7	44.7	17.0	11.0	5.3	100.0
宮城県	10.4	9.1	44.6	0.0	16.0	19.9	100.0	10.6	10.5	42.0	0.0	21.2	15.6	100.0
秋田県	12.0	17.2	51.3	0.0	0.0	19.5	100.0	11.1	15.8	49.9	5.2	4.3	13.7	100.0
山形県	20.9	12.9	42.3	0.0	0.0	23.9	100.0	5.8	3.3	70.5	0.0	3.0	17.4	100.0
福島県	11.7	12.7	38.7	0.0	14.7	22.2	100.0	11.9	13.8	50.8	2.5	9.8	11.3	100.0
茨城県	6.1	5.3	30.5	25.3	10.0	22.8	100.0	6.4	4.8	36.8	9.9	24.6	17.6	100.0
栃木県	4.0	11.9	60.4	0.0	0.0	23.7	100.0	2.9	11.1	70.7	0.0	0.4	14.9	100.0
群馬県	37.4	0.0	51.6	0.0	0.0	11.1	100.0	3.7	3.7	65.1	10.7	2.2	14.5	100.0
埼玉県	4.2	10.8	27.7	19.5	24.7	13.2	100.0	2.1	5.8	22.6	19.3	39.2	11.0	100.0
千葉県	8.6	11.3	44.3	1.2	12.8	21.7	100.0	9.7	5.0	51.1	7.5	16.4	10.2	100.0
東京都	6.6	6.5	25.3	0.0	38.1	23.5	100.0	2.5	6.7	18.2	22.9	38.8	10.9	100.0
神奈川県	11.8	10.1	34.5	10.5	24.2	8.9	100.0	6.0	3.1	28.7	30.6	23.1	8.6	100.0
新潟県	14.6	15.0	40.8	0.0	26.8	2.9	100.0	10.4	10.3	46.5	7.8	21.6	3.4	100.0
富山県	5.0	33.7	28.7	0.0	12.9	19.8	100.0	6.6	15.4	47.9	0.0	26.9	3.2	100.0
石川県	9.5	15.4	27.3	14.0	13.3	20.5	100.0	1.7	7.1	26.1	37.0	20.0	8.1	100.0
福井県	52.5	17.5	18.4	0.0	0.4	11.3	100.0	4.2	4.0	51.4	16.8	7.6	16.1	100.0
山梨県	11.9	25.9	25.4	0.0	0.0	36.8	100.0	6.4	13.3	58.0	0.0	2.1	20.3	100.0
長野県	10.8	15.9	36.8	0.0	6.1	30.4	100.0	13.2	7.1	45.7	0.4	13.6	19.9	100.0
岐阜県	8.5	12.0	55.4	0.0	2.8	21.2	100.0	5.1	16.1	54.2	2.2	16.3	6.0	100.0
静岡県	4.4	11.9	30.1	0.0	31.4	22.2	100.0	2.5	3.2	25.9	1.6	48.2	18.7	100.0
愛知県	6.7	13.3	58.5	0.0	15.5	6.1	100.0	6.3	14.9	52.2	8.5	13.4	4.6	100.0
三重県	8.5	6.3	31.0	14.7	11.8	27.7	100.0	5.2	3.9	20.0	13.3	37.7	19.9	100.0
滋賀県	2.6	13.4	10.2	21.3	34.3	18.1	100.0	4.0	14.0	15.1	20.9	35.4	10.5	100.0
京都府	5.9	15.8	15.5	15.0	37.4	10.4	100.0	3.0	11.5	18.6	24.5	34.1	8.3	100.0
大阪府	8.1	16.9	45.1	0.0	24.4	5.5	100.0	3.0	7.7	35.2	9.9	36.1	8.2	100.0
兵庫県	5.4	14.7	45.4	6.0	28.5	0.0	100.0	3.3	3.2	25.6	26.3	37.3	4.3	100.0
奈良県	3.9	0.3	44.9	0.0	39.8	11.2	100.0	4.2	2.2	39.0	2.2	45.2	7.2	100.0
和歌山県	9.5	12.9	60.3	0.0	17.2	0.1	100.0	6.9	11.5	58.6	12.9	10.1	0.0	100.0
鳥取県	38.0	0.0	36.0	0.0	15.3	10.7	100.0	17.5	0.0	63.1	0.0	8.0	11.4	100.0
島根県	12.2	12.9	33.1	15.7	8.4	17.8	100.0	7.0	6.9	48.1	15.8	4.8	17.4	100.0
岡山県	2.7	6.9	33.5	0.0	29.9	27.0	100.0	2.5	11.8	44.8	1.3	27.4	12.1	100.0
広島県	3.7	10.0	61.0	0.0	12.6	12.6	100.0	3.9	8.5	42.0	6.9	27.7	11.0	100.0
山口県	6.9	17.5	44.2	0.0	2.7	28.6	100.0	5.2	11.8	45.2	12.4	10.3	15.2	100.0
徳島県	5.8	22.9	51.4	0.0	20.0	0.0	100.0	5.7	12.6	64.9	0.0	16.8	0.0	100.0
香川県	8.5	12.7	43.4	14.1	21.2	0.0	100.0	6.4	15.3	60.9	0.0	15.6	1.8	100.0
愛媛県	17.2	0.0	59.5	0.0	22.4	0.9	100.0	6.3	0.0	63.6	0.0	23.3	6.7	100.0
高知県	7.5	16.6	58.8	0.0	17.2	0.0	100.0	5.6	14.7	19.8	29.3	24.9	5.7	100.0
福岡県	0.4	30.5	33.5	21.9	0.5	13.1	100.0	6.4	12.3	48.9	17.6	4.4	10.4	100.0
佐賀県	10.1	17.3	43.9	0.0	22.4	6.3	100.0	6.6	16.8	45.1	7.4	15.5	8.6	100.0
長崎県	14.0	14.5	52.4	0.0	19.2	0.0	100.0	9.1	4.2	32.9	32.1	19.7	2.2	100.0
熊本県	25.0	24.0	28.1	0.0	22.9	0.0	100.0	9.5	17.9	46.8	0.9	17.6	7.3	100.0
大分県	12.3	18.9	42.0	0.0	24.8	2.0	100.0	4.7	11.0	40.2	19.7	16.3	7.9	100.0
宮崎県	3.1	10.4	31.7	33.0	9.5	12.3	100.0	2.2	6.5	34.1	41.3	4.9	11.0	100.0
鹿児島県	9.1	0.0	9.4	29.2	36.4	16.0	100.0	5.5	0.0	17.3	31.9	31.6	13.7	100.0
沖縄県	7.8	21.9	52.9	0.0	17.4	0.0	100.0	3.3	7.5	33.6	20.3	27.9	7.4	100.0
札幌市								4.7	10.5	27.4	16.9	34.7	5.8	100.0
仙台市								7.9	0.3	37.6	39.2	8.3	6.7	100.0
さいたま市								2.8	7.0	26.5	14.2	40.3	9.3	100.0
千葉市								9.6	13.8	9.7	57.1	9.8	0.0	100.0
横浜市								0.4	0.0	19.3	0.0	60.7	19.6	100.0
川崎市								9.3	0.0	49.8	0.0	34.5	6.4	100.0
新潟市								1.6	7.6	31.3	41.4	5.8	12.3	100.0
静岡市								3.3	0.0	32.3	0.0	50.5	13.9	100.0
浜松市								6.1	0.0	25.4	0.0	46.4	22.1	100.0
名古屋市								3.5	14.2	16.4	32.8	20.2	12.9	100.0
京都市								0.6	3.3	27.1	11.4	50.2	7.4	100.0
大阪市								0.3	3.0	17.3	21.5	50.1	7.8	100.0
堺市								3.4	6.7	23.8	8.6	49.9	7.7	100.0
神戸市								0.2	0.0	20.2	0.0	35.7	43.9	100.0
広島市								1.5	7.6	36.4	0.0	46.5	8.0	100.0
北九州市								1.8	4.7	34.9	0.0	45.4	13.1	100.0
福岡市								1.8	0.0	44.8	0.0	41.7	11.8	100.0
合計	7.5	14.4	37.3	15.8	12.5	12.4	100.0	3.9	6.5	31.5	16.3	31.4	10.5	100.0
全国	4.1	7.0	31.9	16.2	30.1	10.7	100.0							

資料：平成19年度監査実施結果報告

2 指定医療機関に対する個別指導

区 分	指定医療機関数	個別指導実施箇所数		実施率 B/A
		A	B	
北海道	3,124	40	1.28	
青森県	1,261	4	0.32	
岩手県	1,466	0	0.00	
宮城県	1,292	10	0.77	
秋田県	884	8	0.90	
山形県	1,314	11	0.84	
福島県	1,410	16	1.13	
茨城県	3,067	2	0.07	
栃木県	1,740	2	0.11	
群馬県	2,605	9	0.35	
埼玉県	5,280	16	0.30	
千葉県	3,589	14	0.39	
東京都	22,207	74	0.33	
神奈川県	3,103	7	0.23	
新潟県	1,616	2	0.12	
富山県	681	5	0.73	
石川県	733	4	0.55	
福井県	872	10	1.15	
山梨県	1,118	11	0.98	
長野県	1,904	1	0.05	
岐阜県	1,838	17	0.92	
静岡県	2,527	12	0.47	
愛知県	4,213	8	0.19	
三重県	2,274	12	0.53	
滋賀県	1,357	12	0.88	
京都府	1,286	10	0.78	
大阪府	5,866	34	0.58	
兵庫県	4,791	34	0.71	
奈良県	1,675	11	0.66	
和歌山県	977	5	0.51	
鳥取県	788	10	1.27	
島根県	980	7	0.71	
岡山県	1,054	1	0.09	
広島県	1,975	1	0.05	
山口県	1,623	20	1.23	
徳島県	1,391	20	1.44	
香川県	646	6	0.93	
愛媛県	1,201	10	0.83	
高知県	491	10	2.04	
福岡県	3,480	10	0.29	
佐賀県	1,149	12	1.04	
長崎県	1,373	10	0.73	
熊本県	1,420	44	3.10	
大分県	971	0	0.00	
宮崎県	986	0	0.00	
鹿児島県	1,587	10	0.63	
沖縄県	1,501	9	0.60	
札幌市	2,490	10	0.40	
仙台市	1,282	5	0.39	
さいたま市	1,301	7	0.54	
宇都宮市	908	2	0.22	
横浜市	3,635	16	0.44	
川崎市	1,350	9	0.67	
新潟市	1,077	5	0.46	
静岡市	860	2	0.23	
浜松市	960	5	0.52	
名古屋市	3,427	10	0.29	
京都市	2,351	10	0.43	
大阪市	5,341	32	0.60	
堺市	1,169	3	0.26	
神戸市	2,364	12	0.51	
広島市	1,872	8	0.43	
北九州市	1,687	7	0.41	
福岡市	2,113	13	0.62	
旭川市	498	22	4.42	
函館市	394	3	0.76	
青森市	372	3	0.81	
秋田市	421	3	0.71	
郡山市	427	0	0.00	
いわき市	433	2	0.46	
宇都宮市	632	1	0.16	
川越市	346	1	0.29	
船橋市	563	1	0.18	
横須賀市	460	1	0.22	
相模原市	699	3	0.43	
富山県	535	4	0.75	
金沢市	615	4	0.65	
長野市	678	0	0.00	
岐阜市	635	4	0.63	
豊橋市	386	2	0.52	
豊田市	334	1	0.30	
岡崎市	366	0	0.00	
高槻市	405	0	0.00	
東大阪市	450	0	0.00	
姫路市	628	4	0.64	
奈良市	538	4	0.74	
和歌山市	719	8	1.11	
岡山市	1,029	0	0.00	
倉敷市	587	0	0.00	
福山市	591	1	0.17	
下関市	418	3	0.72	
高松市	571	2	0.35	
松山市	689	3	0.44	
高知市	481	8	1.66	
長崎市	878	5	0.57	
熊本市	1,416	11	0.78	
大分市	591	0	0.00	
宮崎市	552	6	1.09	
鹿児島市	922	9	0.98	
合計	163,132	856	0.52	

資料：平成19年度 指定医療機関に対する指導及び検査の実施結果報告

3 不正受給の状況

(1) 不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給 件数	金 額	1 件 当 り 金 額	告 発 等	保 護 の 停 廃 止 等
	件	千円	千円	件	件
15	9,264	5,853,929	632	3	2,705
16	10,911	6,203,506	569	15	3,162
17	12,535	7,192,788	574	9	3,180
18	14,669	8,978,492	612	13	3,679
19	15,979	9,182,994	575	12	3,807

資料：生活保護の現況と課題（平成19年度は監査実施結果報告）

(2) 不正内容の年度別推移

内 訳	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
	件	%	件	%	件	%
稼働収入の無申告	6,695	53.4	7,885	53.8	8,884	55.6
稼働収入の過小申告	1,266	10.1	1,440	9.8	1,842	11.5
各種年金等の無申告	1,942	15.5	2,363	16.1	2,116	13.3
保険金等の無申告	436	3.5	501	3.4	559	3.5
預貯金等の無申告	191	1.5	221	1.5	263	1.6
交通事故に係る収入の無申告	230	1.8	281	1.9	273	1.7
その他	1,775	14.2	1,978	13.5	2,042	12.8
計	12,535	100.0	14,669	100.0	15,979	100.0

資料：生活保護の現況と課題（平成19年度は監査実施結果報告）

(3) 不正受給発見の契機の状況（平成19年度）

発 見 の 契 機			
照会、調査	通報、投書	その他	計
(89.5%)	(6.3%)	(4.2%)	(100.0%)
14,307件	1,007件	665件	15,979件

資料：平成19年度監査実施結果報告

(4) 平成19年度決算検査報告に不当事項として掲載された事例

1 生活保護費が過大に支給された事例

県市	世帯構成 (検査時点)	保 護 受給期間	指 摘 の 内 容	過大保護費	過大国库 負担金
A	稼働年齢層 4人世帯	H13.3~H18.5	(主)年金収入の未申告 (妻)就労収入の未申告	円 4,373,687	円 3,280,264
	稼働年齢層 5人世帯	H17.2~継続	(主)就労収入の過小申告	円 3,930,030	円 2,947,522
	高齢者 2人世帯	H5.11~継続	(主)年金収入の未申告	円 10,275,483	円 7,706,614
B	稼働年齢層 2人世帯	H15.2~継続	(主)就労収入、年金収入及びその預金利息、保護開始時の預金の未申告	円 7,895,469	円 5,921,599
	稼働年齢層 3人世帯	H9.7~継続	(主)就労収入の過小申告	円 3,637,657	円 2,728,243
	稼働年齢層 2人世帯	H16.12~継続	(長女)就労収入の過小申告	円 3,533,400	円 2,650,050
	稼働年齢層 4人世帯	H8.9~継続	(主)就労収入の過小申告、就労収入の過小認定	円 1,424,134	円 1,068,101
	稼働年齢層 7人世帯	H11.2~継続	(主)就労収入の未申告、児童手当の過小認定、障害者加算の誤認定、世帯減員の未申告、住宅扶助費の過大支給 (妻)・(長男)・(次男)就労収入の未申告	円 3,044,138	円 2,283,104
C	稼働年齢層 2人世帯	H17.1~継続	(主)・(長女)就労収入の未申告	円 3,697,676	円 2,773,257
D	稼働年齢層 4人世帯	H11.5~H19.8	(主)・(長女)就労収入の過小申告 (長女)健康保険加入の併用患者であったが単独分の医療券により全額医療扶助を受給	円 4,190,169	円 3,142,627
	稼働年齢層 4人世帯	H16.10~継続	(次女)就労収入の未申告 (長女)・(長男)就労収入の過小申告	円 3,994,588	円 2,995,940
	稼働年齢層 4人世帯	H13.2~継続	(主)就労収入の過小申告、児童手当の過小認定、健康保険加入の併用患者であったが単独分の医療券により全額医療扶助を受給 (長女)就労収入の未申告	円 1,912,087	円 1,434,066
	稼働年齢層 3人世帯	H16.4~継続	(主)就労収入の未申告、健康保険加入の併用患者であったが単独分の医療券により全額医療扶助を受給	円 1,446,831	円 1,085,124

県市	世帯構成 (検査時点)	保 護 受給期間	指 摘 の 内 容	過大保護費	過大国库 負担金
E	稼働年齢層 4人世帯	H16.1～継続	(主)・(次男)・(三男)就労収入の過小申告 (次男)年金収入の未申告	円 5,717,232	円 4,287,925
	稼働年齢層 2人世帯	H10.5～継続	(主)就労収入の過小申告	円 1,658,496	円 1,243,872
	稼働年齢層 4人世帯	H10.11～継続	(次女)就労収入の未申告	円 1,751,400	円 1,313,550
	稼働年齢層 4人世帯	H13.1～継続	(主)・(長女)就労収入の過小申告 (妻)賞与の未申告	円 6,291,296	円 4,718,471
	高齢者 単身世帯	H15.6～H19.1	(主)年金担保借入の未申告	円 4,190,100	円 3,142,575
F	高齢者 単身世帯	S58.8～H20.3	(主)年金収入の未申告	円 3,529,363	円 2,647,021
G	高齢者 単身世帯	H16.4～継続	(主)就労収入の未申告	円 2,227,640	円 1,670,730
	稼働年齢層 3人世帯	H14.6～継続	(主)年金収入及び年金担保借入の未申告	円 6,763,487	円 5,072,615
H	高齢者 単身世帯	H11.1～H18.11	(主)年金収入の未申告	円 7,385,374	円 5,539,030
計	8都府県市 13事業主体(福祉事務所) 22ケース		○就労収入の未申告等 ・就労収入の未申告 9件 ・就労収入の過小申告 10件 ・賞与の未申告 1件 ○年金収入の未申告 7件 ○年金担保借入の未申告 2件 ○その他 ・就労収入の過小認定 1件 ・保護開始時の預金の未申告 1件 ・預金利息の未申告 1件 ・児童手当の過小認定 2件 ・障害者加算の誤認定 1件 ・世帯減員の未申告 1件 ・住宅扶助費の過大支給 1件 ・医療扶助の単独給付 3件	円 92,869,737	円 69,652,300

2 医療扶助に係る通院移送費の支給が適正に行われていなかったため、国库負担金が過大に交付された事例

県市	世帯構成 (検査時点)	保 護 受給期間	指 摘 の 内 容	過大保護費	過大国库 負担金
I	稼働年齢層 9人世帯	H18.3～H19.11	(主)・(妻) 医療扶助に係る通院移送費の不正受給	円 238,860,000	円 179,145,000

4 生活保護に係る福祉事務所職員による不祥事案の推移

(新聞報道等による件数)

15年度	6件	現業員の生活保護費着服、返還金の放置紛失等
16年度	4件	現業員の生活保護費横領、着服、放置等
17年度	10件	現業員の生活保護費詐取、着服、架空のシステム導入による詐欺事件等
18年度	20件	現業員の生活保護費着服、詐欺、セクハラ等
19年度	12件	現業員の生活保護費着服、返還金窃盗、生活保護費不当支給、被保護者名簿漏洩等
20年度	12件	現業員の生活保護費着服、紛失、生活保護受給者からの金銭借入、窃盗等

<事例1>

概要：現業員が被保護者の収入増による扶助費減額や廃止の事務処理をせず、窓口払いを利用し、支給額との差額等約3100万円着服。

対応：着服した職員は懲戒免職

<事例2>

概要：現業員が約3年に渡り、被保護者から提出された収入申告書の事務処理を放置し、未払い約1020万円、過払い約2300万円が発生。

対応：職員は懲戒処分（停職6ヶ月）

<事例3>

概要：現業員が、被保護者が得た交通事故による保険金について、被保護者に代わって返還するとして預金通帳と印鑑を預かり、返還金分約71万円を引き出し着服。

対応：着服した職員は懲戒免職済み

2 保護施設関係

厚生労働省及び都道府県・指定都市・中核市が実施した指導監査(平成19年度)

(1) 指導監査の実施状況

年 度		18'	19'
施 設 数		か所 241	か所 239
実 施 施 設 数	厚 労 省 分	24	7
	都道府県・指定 都市・中核市分	182	158

(2) 保護施設に対する文書指摘事項

(ア) 概 要

年 度	平成18年度	平成19年度
指導監査実施施設数	206か所	165か所
文書指摘総数	126件	91件
a 入所者処遇	46	30
b 職員処遇	15	10
c 運営管理	65	51

(イ) 詳細

指 摘 事 例	平成18年度		平成19年度	
	指 摘 施設数	指摘率 (%)	指 摘 施設数	指摘率 (%)
a 入所者処遇	46	28.6	30	18.6
1 入所者の個別処遇の策定が不十分	8	5.0	5	3.1
①入所者の個別処遇の策定が不十分	5	3.1	3	1.9
②処遇に関する記録が不十分	3	1.9	2	1.2
2 給食の取扱いが不適切	10	6.2	3	1.9
①検食及び保存食の実施等が不十分	4	2.5	3	1.9
②調理職員等の検便の実施が不十分	1	0.6	0	0.0
③嗜好調査、残飯(菜)調査が不十分	2	1.2	0	0.0
④栄養量の確保、給食内容が不十分	3	1.9	0	0.0
3 授産事業の実施内容が不適切	0	0.0	0	0.0
4 入所者預り金の管理及び取扱いが不適切	6	3.7	9	5.6
5 入所者の健康管理が不十分	5	3.1	3	1.9
6 遺留金品の取扱いが不適切	1	0.6	0	0.0
7 入所者の心情に対する配慮が不十分	0	0.0	1	0.6
8 入所者に対するクラブ活動が低調	0	0.0	0	0.0
9 入所者に対するリハビリが低調	1	0.6	0	0.0
10 入浴の実施が不十分	1	0.6	0	0.0
11 夜間における介護体制が不十分	0	0.0	0	0.0
12 褥瘡予防対策、離床対策が不十分	0	0.0	0	0.0
13 苦情解決に対する取り組みが不十分	4	2.5		
14 その他	10	6.2	9	5.6
b 職員処遇	15	9.3	10	6.2
1 給与規程が不備又は実態と乖離	4	2.5	4	2.5
2 非常勤職員等の雇用形態が不明確	3	1.9	0	0.0
3 勤務体制の整備が不十分	3	1.9	1	0.6
4 職員の健康診断が不十分	1	0.6	3	1.9
5 研修会等への参加が低調	0	0.0	0	0.0
6 職員の定着化対策が不十分	0	0.0	0	0.0
7 職員に対する福利厚生が不十分	0	0.0	0	0.0
8 その他	4	2.5	2	1.2
c 運営管理	65	40.4	51	31.7
1 会計事務処理が不適正	11	6.8	21	13.0
①会計事務処理が不適正	8	5.0	16	9.9
②診療所職員の人件費等の按分が不適切	1	0.6	0	0.0
③措置費対象外経費の支出	0	0.0	1	0.6
④予算の執行が不適切	1	0.6	4	2.5
⑤発注、支払が未決裁	1	0.6	0	0.0
2 就業規則、管理規程が不備又は実態と乖離	4	2.5	4	2.5
3 災害事故防止対策が不十分	8	5.0	8	5.0
4 契約の取扱いが不適切	6	3.7	5	3.1
①工事、高額物品購入にかかる事務処理が不適切	5	3.1	4	2.5
②給食材料及び医薬品等の購入にかかる事務処理が不適切	1	0.6	1	0.6
5 労働基準法に基づく諸届け等がなされていない	1	0.6	1	0.6
6 借入金・繰入金等の処理が不適切	4	2.5	3	1.9
①借入金・繰入金等の処理が不適切	2	1.2	2	1.2
②繰入金の管理・執行が不適切	1	0.6	1	0.6
③引当金の経理が不適切	1	0.6	0	0.0
7 内部牽制組織及び内部監査体制の不備	0	0.0	0	0.0
①内部牽制組織及び内部監査体制が不十分	0	0.0	0	0.0
②会計責任者への辞令が未交付	0	0.0	0	0.0
8 施設設備の整備が不十分	3	1.9	0	0.0
①施設設備の整備が不十分	2	1.2	0	0.0
②施設設備の使用目的が不適切	1	0.6	0	0.0
9 経理規程が不備又は実態と乖離	3	1.9	0	0.0
10 施設長の兼務及び無資格	1	0.6	2	1.2
11 職員給食費の徴収が不適切	0	0.0	0	0.0
12 直接処遇職員が未充足	2	1.2	0	0.0
13 施設長の施設運営管理が不十分	0	0.0	0	0.0
14 栄養士が未充足	3	1.9	0	0.0
15 職員会議等の開催が低調及び記録が未整備	0	0.0	0	0.0
16 感染症等の防止対策が不十分	4	2.5		
17 その他	15	9.3	7	4.3
指 摘 総 数	126		91	

$$\text{※指摘率} = \frac{\text{指 摘 施 設 数}}{\text{指 導 監 査 実 施 施 設 数}} \times 100$$